

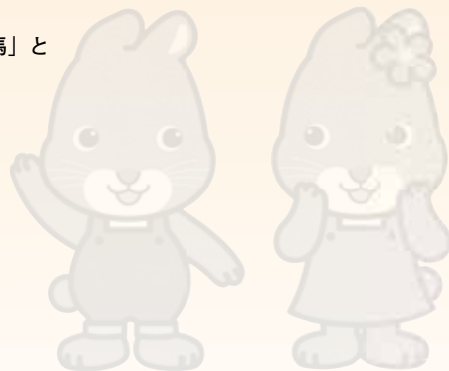
あましん レポート2026

Amashin Disclosure 2026



喜界馬

喜界島に生息していた小型の日本在来馬で、現在は絶滅しています。その子孫は「トカラ馬」と呼ばれ、鹿児島県の天然記念物に指定されています。(1963年5月撮影)



経営理念

あましんは、昭和9年11月創業いらい「相互扶助」の精神のもと、「広く地域社会の繁栄に奉仕する」を基本理念として、地域のみなさまに愛され信頼される、面倒見のよい信用金庫をめざします。

基本方針

1. 企業倫理の徹底につとめ、コンプライアンス（法令等遵守）重視の経営を図ります。
2. つねにお客様の満足を第一として、誠実・迅速に要望に応えます。
3. 自己資本の充実につとめ、リスク管理・収益力の向上と経営の健全化・適正化を図ります。
4. 地域貢献活動を通じて、活気と安らぎにみちた心豊かな地域社会をめざします。
5. 協調と気概をもった人材を育成し、活力ある職場づくりにつとめ、職員の生活安定向上を図ります。



あましんの概要 [令和8年3月31日現在]

創 立	昭和9年11月6日
本店所在地	鹿児島県奄美市名瀬幸町4番18号
店 舗 数	15店舗
役 職 員 数	93名
会 員 数	15,010名
出 資 金	5億63百万円
預 積 金	867億76百万円
貸 出 金	472億97百万円
営 業 区 域	奄美市・龍郷町・瀬戸内町 喜界町・徳之島町・伊仙町・天城町 和泊町・知名町・与論町・大和村 宇検村 以上奄美群島一円（1市9町2村） および鹿児島市

目 次

ごあいさつ	1
事業の組織	2
総代会	3
あましんのあゆみ	4
経営方針	5
リスク管理態勢	6
コンプライアンスの態勢	7
マネー・ローndリング等防止対策の管理態勢	8
マネー・ローndリング・テロ資金供与・ 拡散金融対策基本方針	9
個人情報保護宣言・お客さま本位の業務運営に 関する取組方針・保険募集指針・反社会的勢力 に対する基本方針・利益相反管理方針の概要	10
サイバーセキュリティ管理に関する基本方針	11
苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 （金融ADR制度への対応）	12
信金中央金庫のご案内	13
主要な業務内容並びに中小企業の経営支援	15
中小企業の経営の改善及び地域の 活性化のための取組みの状況	16
地域貢献の状況	18
預金商品のご案内	21
貸出商品のご案内	22
資料編	23



7月に入りまして、暑さいよいよきびしい季節となりますが、皆様方にはご健勝のことと拝察いたしますとともに、平素のご愛顧とご支援に対しまして衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年10月6日に、喜界島が日本ジオパークに認定されました。鹿児島県では4地域目、奄美群島では初めてとなります。当金庫は、この認定と今年の干支に因み、かつて喜界島で飼われ、現在は絶滅した「喜界馬」の写真をカレンダーに採用しました。

さらに、今年は「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」が世界自然遺産に登録されてから5周年目の節目の年でもあります。日本ジオパークの認定と合わせ、奄美の豊かな自然や歴史、文化の魅力を改めて見つめなおす1年になればと思っております。

ここに第82期（令和7年度）の事業概況と決算をとりまとめた「あましんレポート2026」を作成いたしました。ご高覧頂き、当金庫に対するご理解をいただければ幸甚に存じます。

わが国経済は緩やかな回復基調が見られる一方で、物価上昇や人手不足、エネルギー価格の変動など、先行き不透明な状況が続いております。また、私ども地域に目を向けますと、人口減少や少子高齢化の進行、事業者の高齢化や後継者不足など、地域経済を取り巻く環境は一段と厳しさを増しております。

このような状況の中で、私どもに求められている役割は、単なる資金供給だけにとどまらず、地域の皆様と課題を共有し、その解決に向けて共に歩み、地域の持続的な発展に貢献することであると考えております。地域の優れた商品やサービスを全国に発信していく販路支援、事業承継や経営改善、事業再生などの伴走支援、雇用の確保と定着支援などに取組んでまいります。

今期決算につきましては、3月末の預金積金残高は867億円、貸出金は472億円、売上高にあたる経常収益は12.2%増の17億82百万円、経常利益につきましては、将来の信用リスクに備え貸倒引当金を積み増したことから25.4%減の62百万円となり、当期純利益は47.2%増の59百万円で減収増益となりました。金融機関の安全性を示す自己資本比率は、14.49%と国内基準の4%を大きく上回り、高い水準を維持することができました。これもひとえに、会員の皆様、総代の皆様、お取引先の皆様をはじめ、地域の皆様からの温かいご支援の賜物であります。また、その期待に応えるべく日々業務に励む役職員の努力によるものであり、心より感謝申し上げます。

結びになりますが、私どもはこれからも「広く地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念を忘れることなく、環境の変化を的確に捉えながら、地域の皆様にとって真に必要なとされる地元金融機関であり続けられるよう、役職員一丸となって力を尽くしてまいります所存でございます。

今後とも皆様方の変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。

令和8年7月

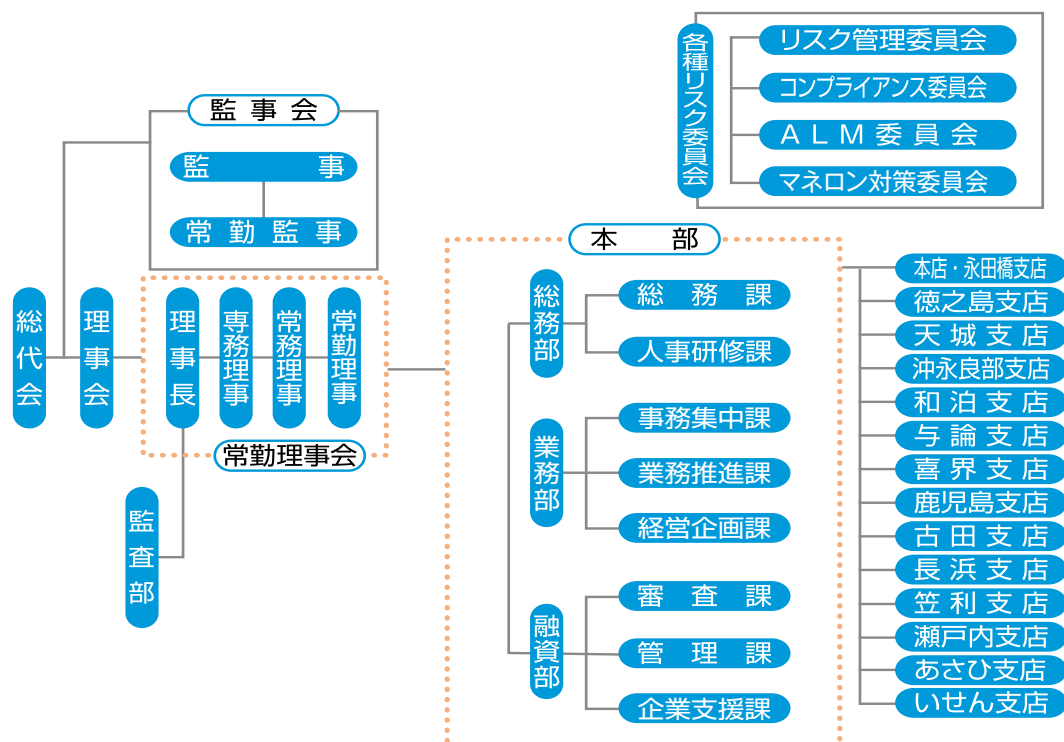
理事長

伊東 寛久

事業の組織

■組織図

[令和8年6月30日現在]



■ 理事・監事

[令和8年6月30日現在]

■常勤理事・監事

常勤理事	伊東 寛久
理事	松元 忠敏
専務理事	作田 幸太郎
常務理事	西田 哲
常勤理事	喜納 進
監事	山下 修

非常勤理事・監事

理事	岡江	武美	※1
理事	平井	學	※1
理事	村田	久典	※1
理事	伊東	哲司	※1
員外監事	吉田	邦男	※2
員外監事	名島	一義	※2

■ 会計監査人

監査法人 北三会計社

※ 1 職員外理事です。

※ 2 信用金庫法第32条第 5 項に定める員外監事です。

■職員数

	令和4年3月末	令和5年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和8年3月末
男 性	67	62	62	60	60
女 性	22	26	26	29	28
合 計	89	88	88	89	88

■ 総 代

[令和8年6月30日現在]

【大島本島地区】	愛川 幸和	有村 修一	有村 忠洋	池田 樹里	伊集院道誠	泉 祐次郎	磯 和久	伊東 一宏
	伊藤 誠	指宿 正樹	大久保 征男	岡村 誠	興 昭正	興 辰雄	興 篤次	木村 嘉
	國馬 英雄	窪田 尚広	黒田 康則	越間 公也	栄 克人	里 イエ子	重信千代乃	白浜 和晃
	竹山真之介	竹山 裕太	田原 良治	玉野 公道	津畑 博	登山 弘	中村 誠也	程 卓郎
	浜口 広一	濱田 大	林 良治	春山 齊宏	東 隆治	麓 憲吾	前田 伸二	牧 雅彦
	丸田 義男	美佐 雅仁	宮原 和彦	患 秀樹	元井 孝信	元山 安雄	森 幸一郎	盛 義治
	保池 広和	山下 和幸	山畑 雅仁	雪 俊一	与那城秀夫			
【徳之島地区】	樺山 武一	神田 浩生	久保 武二	郷野 房男	佐平 和俊	芝 博次	徳山 房雄	富 真也
	富岡 頼常	仲田 裕介	永瀧 隆史	成岡 守	福本 哲良	前田 健一	玉利 英樹	徳田 英輔
【冲永良部地区】	大坪 繁	沖 裕任	神里 隆樹	久保 勝吉	平 秀徳	田中 貴規		
	長田 隆一	松元 道芳						
【与論地区】	池田 靖典	沖 正明	川畑将一朗	増尾 英機	町 豊徳	吉田 攻造	吉田 剛	
【喜界地区】	碓山 隆二	喜禎 光弘	筑紫 康之	松村 隆広	峰山惠光			
【鹿児島地区】	勇 甚吾	北村 和志	丸山 貴幸	隆之 隆広	安田 雅朗	山下 正和		



■総代会制度について

[令和8年6月30日現在]

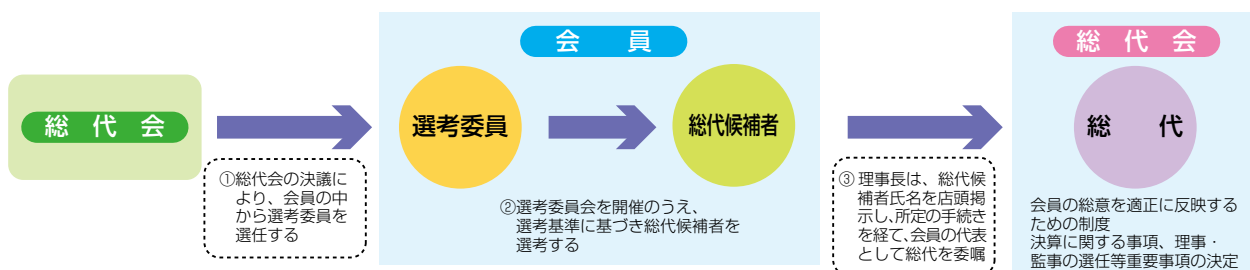
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員1人1人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員1人1人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、会員等からの総代会の運営、総代選出に関するご意見・ご要望に関しては、広く受け付ける体制を整備しておりますので、お近くの営業店までお寄せください。

■総代会は、会員1人1人の意見を適正に反映する為の開かれた制度です。



- ・ 総代の任期、定数 総代の任期は3年、定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお、令和8年6月30日現在の総代数は95人です。
- ・ 総代選任方法 総代選任規程に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。
 - ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任します。
 - ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考します。
 - ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任します。(異議があれば申立ができます)
- ・ 総代候補者選考基準 総代候補者は、下記の要件を満たす方となっております。
 - ① 資格要件 当金庫の会員であること、新規就任時で満80歳を超えない方
 - ② 適格要件
 - ・ 総代として相応しい見識を有している方
 - ・ 良識をもって正しい判断ができる方
 - ・ 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している方
 - ・ その他総代選考委員が適格と認めた方

【第82期通常総代会】

- ・ 総代会の決議事項等 令和8年6月19日第82期通常総代会が開催され、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。
 - (報告事項)
 - 第82期(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容について
 - (決議事項)
 - 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 - 第2号議案 総代候補者選考委員1名選任の件
 - 第3号議案 定款15条に基づく会員除名の件
 - 第4号議案 理事任期満了に伴う9名選任の件
 - 第5号議案 監事任期満了に伴う3名選任の件
 - 第6号議案 退任理事に対し退職慰労金贈呈の件



■総代の属性情報等

総代数95名

- (1) 就任回数 1回(16名) 2回(24名) 3回(14名) 4回(13名) 5回(4名) 6回(7名) 7回(5名) 8回(4名) 9回(1名) 10回(2名) 12回(1名) 13回(2名) 14回(2名)
- (2) 職業別 法人代表者・法人役員 77名(81%) 個人事業主 15名(16%) 個人 3名(3%)
- (3) 年代別 70代以上 33名(35%) 60代 27名(28%) 50代 23名(24%) 40代 11名(12%) 30代 1名(1%)
- (4) 業種別 卸売業、小売業 22名(23%) サービス業 29名(31%) 建設業 17名(18%) 製造業 10名(11%) 農業、林業 3名(3%) 運輸業、郵便業 3名(3%) 不動産業 4名(4%) 電気、ガス、熱供給、水道等 2名(2%) 漁業 1名(1%) その他 4名(4%)

あましんのあゆみ

昭和9年11月	産業組合法に基づき名瀬町信用組合を設立	令和2年9月	あまみ農業協同組合と災害時相互支援に関する協定締結
昭和29年7月	信用金庫法により奄美大島信用金庫に改称 初代 久井喜美説理事長就任	令和3年1月	株式会社みらいワークスと業務提携
昭和30年10月	徳之島支店開設	令和3年3月	日本政策金融公庫・農林水産事業と基本契約締結
昭和32年11月	沖永良部支店開設	令和3年6月	株式会社トランビとM&Aを活用した事業承継・ビジネスマッチング契約締結
昭和33年12月	与論支店開設	令和3年6月	信金キャピタル株式会社とM&A仲介業務に関する協定書締結
昭和36年3月	沖永良部支店和泊出張所開設	令和3年8月	通帳アプリ（通帳レス）取扱開始
昭和38年10月	喜界支店開設	令和3年11月	インターネットでの仮融資申込み開始
昭和40年8月	天城支店開設	令和3年12月	株式会社ライトアップと業務委託契約締結（事業再構築補助金申請支援）
昭和42年7月	鹿児島支店開設	令和4年1月	一部店舗（永田橋支店、喜界支店、鹿児島支店）で窓口営業時間の変更
昭和50年1月	本店新築落成	令和4年2月	鹿児島総合警備保障株式会社とビジネスマッチング契約締結
昭和50年3月	真砂支店開設	令和4年3月	あましんSDGs宣言
昭和51年5月	第2代 町田定雄理事長就任	令和4年3月	信金中央金庫「SCBふるさと応援団」を通じて奄美市へ寄附金贈呈
昭和51年12月	古田支店開設	令和4年10月	一部店舗（徳之島支店、天城支店、いせん支店、沖永良部支店、和泊支店、古田支店、笠利支店、瀬戸内支店）で窓口営業時間の変更
昭和53年3月	第3代 高岡重蔵理事長就任	令和4年12月	商工組合中央金庫と業務提携
昭和54年12月	日本銀行当座取引開始	令和5年9月	「BankPay」・「ことら」取扱開始
昭和55年11月	日本銀行歳入代理店認可	令和5年9月	日本政策金融公庫鹿児島支店と事業承継支援に関する覚書を締結
昭和55年11月	長浜支店開設	令和6年2月	長浜支店で窓口営業時間の変更
昭和58年12月	永田橋支店開設	令和6年3月	永田橋支店店舗内店舗実施
昭和60年6月	笠利支店開設	令和6年4月	あさひ支店で窓口営業時間の変更
平成2年3月	第4代 築愛三理事長就任	令和6年4月	日本フルハップ取扱開始
平成6年5月	特許庁「あましん」商標登録認定	令和6年4月	創立90周年 ティダあましん（鹿児島支店社宅の一部貸出）運用開始
平成6年8月	真砂支店を鹿児島支店に統合	令和6年11月	創立90周年 奄美群島高校探究コンソーシアムへ寄付金を贈呈
平成6年10月	瀬戸内支店開設	令和7年4月	古田支店預金特化型店舗実施
平成6年11月	創立60周年 シンボルマークの制定	令和7年8月	奄美やねでんソーラー合同会社と業務委託契約を締結
平成13年4月	損害保険商品（長期火災保険）の窓口販売業務開始	令和8年3月	貸金庫業務終了
平成14年12月	生命保険商品の窓口販売業務開始	令和8年4月	イメージ管理システム導入
平成15年6月	個人向け国債の窓口販売業務開始	令和8年5月	レベキャリ（REVICareer）への金融機関登録
平成15年12月	インターネットバンキングの取扱開始	令和8年6月	生活基盤プラットフォーム「ペンリィ」の取扱開始
平成16年7月	キャラクター（クー坊・クーちゃん）の制定		
平成16年11月	創立70周年あましん地域貢献表彰制度の制定		
平成18年11月	笠利支店新装オープン		
平成21年3月	あさひ支店開設		
平成22年5月	印鑑照会システムの導入		
平成24年10月	いせん支店開設		
平成25年2月	でんさいネットの取扱開始		
平成26年8月	創立80周年 高齢者等見守り活動の発足		
平成26年10月	創立80周年 振り込み詐欺撲滅特別警戒運動の発足		
平成27年12月	融資統合システム稼働		
平成29年1月	職域サポート契約制度取扱開始		
令和2年3月	結城信用金庫と業務提携		
令和2年6月	初代 築愛三会長就任 第5代 伊東寛久理事長就任		



貸出方針

当金庫は、「相互扶助」の精神のもと、「広く地域社会の繁栄に奉仕する」を基本理念に、地域で集めた資金は地域に還元することを使命として、必要なときに必要な資金が提供できるように努めております。

金融商品に係わる勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際して、次の事項を遵守して、適正な勧誘の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

人材育成

私どもは公共性・社会性を求められる金融機関として、これに相応しい役職員であるために平常から内部研修・外部研修を通じて人格形成に努めております。

また、刻々と変化する社会情勢・経済情勢に適應するためにも知識の向上、技術の向上は不可欠であると考えております。

金融犯罪への取組について

◆ATMコーナーでの携帯電話の使用禁止

○振り込め詐欺被害防止のため、ATMコーナーでの携帯電話の使用を禁止しております。また、ATMコーナーの定期的な巡回や、振り込め詐欺に関するポスターの掲示、フロアマットを配置して注意喚起に努めております。

◆ATM取引のセキュリティ強化

○ATMでキャッシュカードの暗証番号の変更ができます。
○お客様のお申出により一日当たりの利用限度額などを窓口でのお手続きにより任意に設定できます。また、ATMでも一日当たりの利用限度額の引下げと利用回数の制限ができます。

◆サイバー攻撃への対応

当金庫では、近年ますます高度化、巧妙化するサイバー攻撃への対応策として、インターネットバンキングにおけるセキュリティサービスである電子証明書（法人IB）、ソフトウェアトークン、ハードウェアトークンの無料提供を行っています。
また、ウィルスを検知、防御するソフトウェア(Report)の無料提供も行っています。

◆マネー・ローンダリングおよび金融犯罪対応

当金庫では、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題として位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

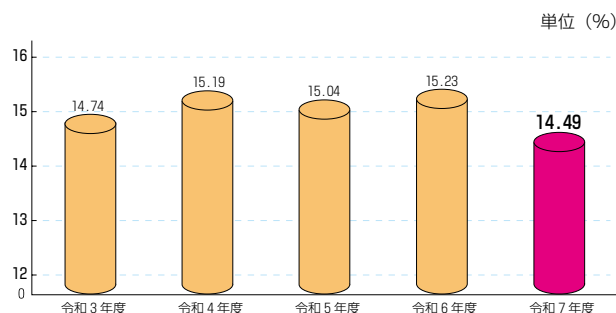
優越的地位の濫用防止について

当金庫の「取引等の適切性確保への取組み（優越的地位の濫用防止）」については、公正取引委員会の整理・公表している「不公正取引として問題となる行為類型等」の内容を周知徹底し、金融商品取引毎に不公正な取引が発生しないように万全を期しております。

自己資本の充実

■自己資本比率の推移

自己資本の大部分は、お客様からの出資や長年にわたり積み上げております利益剰余金等が中心となっていることから質・量ともに適切性を確保しており当金庫の経営体質が健全であることを示しております。



あましの自己資本比率は、14.49%で、国内統一基準（4.0%）を大きく上回っています。

リスク管理態勢

■リスク管理態勢

金融機関を取り巻く環境が大きく変化する中、金融機関が抱えるリスクは複雑化、多様化しており、リスク管理の重要性はますます高まっております。この様な中、直面するあらゆるリスクを認識したうえで、規模やリスクの特性に照らしてこれら個別のリスクを可能な限り総体として捉える統合的なリスク管理が求められております。

自己資本比率算出におけるリスク計測の精緻化や自己資本比率算出の対象となっていないリスクも含め、主要なリスクを把握したうえで経営上直面するリスクに見合った自己資本額を確保することが求められております。

このため私ども「あましん」では、リスク管理を経営の重要課題と認識し、リスク管理委員会が組織横断的に統合的なリスク管理を行い、より一層の経営の健全性維持と安全性を確保するため、リスク管理態勢の充実に努めております。

統合的リスク管理

当金庫の各業務において発生するさまざまなリスクを商品・業務・組織を超えて統合的に把握し、当金庫の意思決定に必要な情報を分析する組織として「リスク管理委員会」を設置し、リスク情報に基づく業務運営方針、リスク管理に関する検討を行っております。

信用リスク

取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクのことです。

当金庫では、審査部門と業務推進部門を分離し、相互牽制を図り厳格な審査体制をとるとともに、各種研修を通じて貸出審査能力と管理回収能力の向上に努めております。

市場関連リスク

金融市場で金利や株式、為替などの価格が変動することにより保有する資産の価値が減少するリスクのことです。

当金庫では、これらの情勢分析を行い、状況に応じた適切な対策がとれるように努めております。

システムリスク

コンピュータが誤作動したりシステムが稼動しなくなることにより事務処理が不能になってお客様に影響を与えたり、またコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫は、しんきん共同センターに加盟し、オンライン運用を委託しております。

また、データの厳重管理、コンピュータ犯罪・事故防止等セキュリティに細心の注意を払い、システムの適正な運用を心掛けております。

法務リスク

各種取引等において法令・金庫規程等ルールに違反する行為や訴訟における法律関係の不備等により金融機関の信用が失墜したりするリスクのことです。

当金庫では、法務リスクに対する諸問題について、顧問弁護士と協議を重ね、行動綱領・各種規程・コンプライアンス・マニュアル等を制定し、これらの事象が発生しないように万全を期しております。

偶発事故リスク

犯罪又は風水害、地震等の自然災害等偶発的に発生した事件や事故等により金融機関が損失を被るリスクのことです。

当金庫では偶発リスクが発生した場合に備えて、緊急時マニュアル等を制定しております。

流動性リスク

金融機関自体の経営内容の悪化や調達資金と運用資金のバランスが著しく崩れることにより必要な資金を調達できないリスクのことです。

当金庫では、地域内の皆様の資金需要に十分対応しながら適切な資金バランスを維持し、信金中央金庫へ支払準備資金を預け入れるなどして流動性リスクに対する十分な管理体制を確保しております。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程で、役職員の活動もしくはコンピュータ・システムが不適切であること、または外的要因により被る損失が発生しうるリスクのことです。

オペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、偶発事故リスク（人的リスク、有形資産リスク）、風評リスクと定義しております。当金庫では、それぞれのリスクに応じた管理体制や管理方針を定め、リスクの極小化に努めております。

事務リスク

金融機関の事務処理が的確になされなかった場合に生じるリスクのことです。

当金庫では、職員に対する定期的研修や事務指導を徹底するとともに、内部監査や店内検査・月例点検等による点検を実施して、事務ミスの発生防止と事故の未然防止に努めております。

風評リスク

金融機関の経営内容に対する悪い風評が出ることにより信頼が損なわれたり、不測の損失を被るリスクのことです。

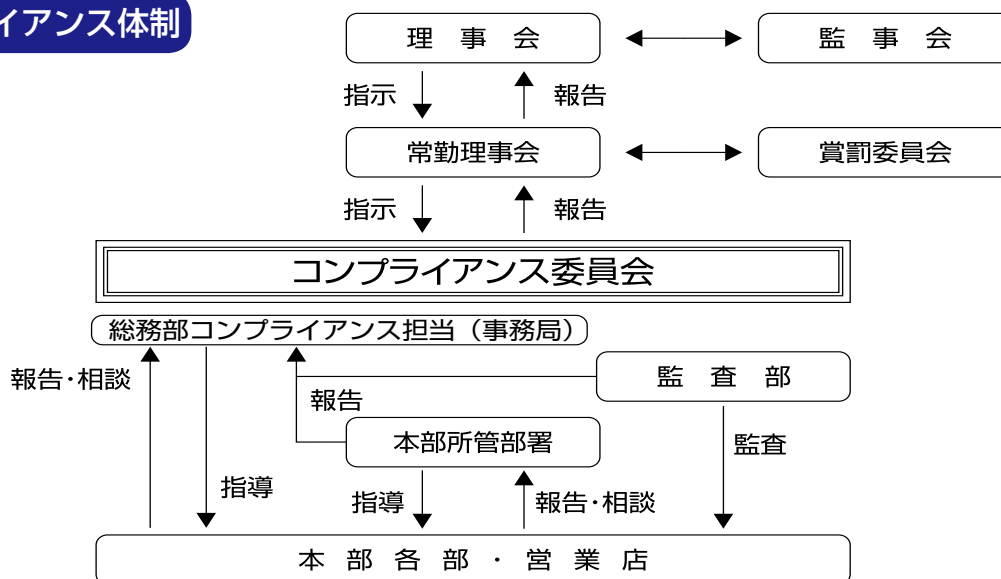
当金庫では、「風評リスク対策Q&Aマニュアル」を策定して、全ての職員が対応できる内部体制を整備するとともに、苦情等に対して真摯に取り組んでおります。



「コンプライアンス」とは、私どもが日常の生活をはじめ企業経営において、いろいろな法律や規則あるいは社会規範等あらゆるルールを遵守することをいいます。

健全な社会を築いていくうえで当然要求される基本的なことです。特に私ども「あましん」は金融機関という社会的使命と公共性を有していますので、高い倫理観と使命感が要求されていると認識しております。このため経営の重要課題として「コンプライアンス委員会」を設置し、「あましの行動綱領」や「勤務心得」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定して定期的なチェックを行うとともに、業務に従事する際は「コンプライアンス・カード」を役員全員が常に携帯し意識の高揚に努めております。

コンプライアンス体制



あましの行動綱領

（信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任）

1. 私たちは、あましんのもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めます。

（質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献）

2. 私たちは、経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客様本位の業務運営を通じて、お客様のニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献します。

（法令やルールの厳格な遵守）

3. 私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

（地域社会とのコミュニケーション）

4. 私たちは、経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図ります。

（人権の尊重）

5. 私たちは、すべての人々の人権を尊重します。

（従業員の働き方、職場環境の充実）

6. 私たちは、従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現します。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保します。

（環境問題への取り組み）

7. 私たちは、資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組みます。

（社会参画と発展への貢献）

8. 私たちは、あましんが社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。

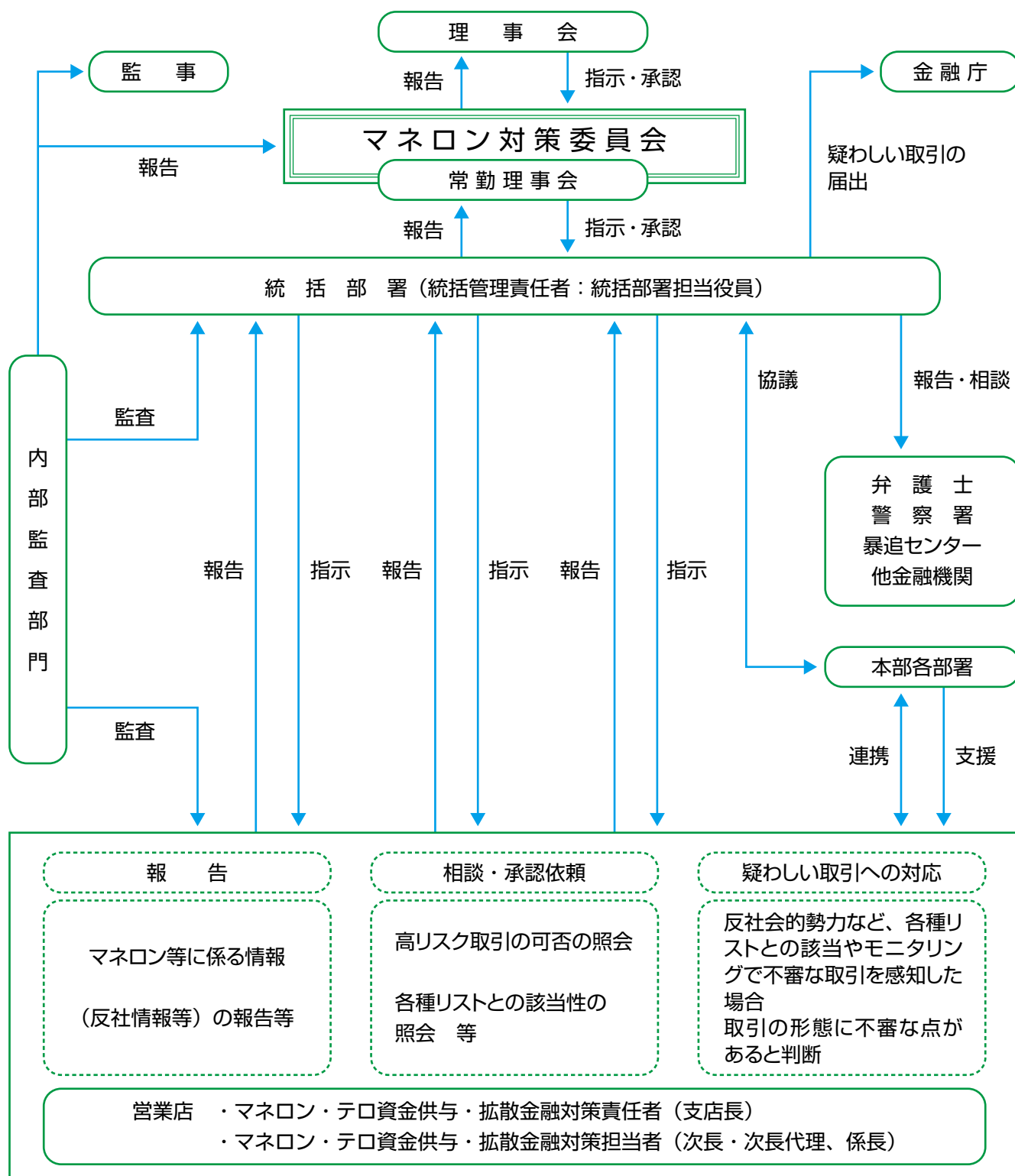
（反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応）

9. 私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

マネー・ローンダリング等防止対策の管理態勢

当金庫は、マネロン等対策を経営上の重要課題の一つとして位置付け、マネロン等対策のための態勢を確立し、対策を円滑かつ実効的に推進するため、関係する理事・部門長・部門間等で適切に連携できるようにするための枠組み（各層毎の会議体の設定、連絡担当者の配置等）を構築し、各部門間等の利害調整や協力の確保等を行います。

当金庫のマネロン対策の最高決議機関として、経営陣を含めた会議体であるマネロン対策委員会を設置し、マネロン対策のあらゆる事項を議論し方針等を決定します。





奄美大島信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン等のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン等の特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン等のリスクの評価結果を踏まえた方針・規程の策定、またこれらに定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン等リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。また、自金庫のマネロン等リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン等対策の有効性を高める対応態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の統括部署を業務部とし、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の受入管理方針

新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証跡資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

営業店の報告や取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結

取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 有効性の検証

マネロン等リスク管理態勢について、統括部署である業務部による営業店、A T M等における対策の有効性を定期的に検証し、加えて独立した内部監査部門による監査を定期的に実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）・お客さま本位の業務運営に関する取組方針・保険募集指針・反社会的勢力に対する基本方針・利益相反管理方針の概要

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

個人情報等に関するご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

奄美大島信用金庫 総務部コンプライアンス担当（事務局）

電話番号：0997（52）3211

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時30分

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、お客さま本位の業務運営のさらなる浸透を図り、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定、公表するとともに、取組み状況を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行うように努めます。

保険募集指針・共済募集指針

当金庫は、保険業法および中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律をはじめとする関係法令等を遵守し、適正な保険および共済募集を行うための方針として、「保険募集指針」および「共済募集指針」を定めております。

保険・共済契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

奄美大島信用金庫 業務部

電話番号：0997（52）3211

受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時30分

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
5. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規定に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、もってお客さまの利益を保護するとともに、遵守事項を定め、お客さまからの信頼の向上に努めます。

詳しくは当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。



当金庫は、サイバー攻撃による脅威が高まる状況を踏まえ、サービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティへの取組みを重要な経営課題と位置づけ、以下の方針に基づきサイバーセキュリティ管理を継続的に実施します。

1. 経営陣の責務

経営陣は、自らがリーダーシップを発揮し、サイバーセキュリティリスクを把握するとともに、必要となる経営資源を配分し、サイバーセキュリティに関する管理態勢の整備および対策の実施等に努めます。

2. 管理態勢の整備

当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応に関する役割と責任範囲を明確にし、サイバーセキュリティ管理態勢を構築します。具体的には、サイバー攻撃の検知、特定、防御体制を整備するとともに、インシデント発生時の業務継続計画や緊急対応態勢およびサイバー攻撃に備えた業務継続・復旧体制を整備します。

3. 対策の実施

当金庫は、サイバーセキュリティリスクを把握したうえで、必要な対策を中期経営計画や単年度の事業計画等に反映し、実施します。

4. 継続的な改善

当金庫は、事業環境やリスクの変化に対応するため、サイバーセキュリティ管理態勢の見直しを継続的に実施します。

5. 委託先の管理

当金庫は、委託先（サードパーティを含む。）におけるサイバーセキュリティ対策について、適切な管理に努めます。

6. 法令等の遵守

当金庫は、サイバーセキュリティに関する法令等および契約上の義務を遵守します。

7. 人材育成

当金庫は、役職員のサイバーセキュリティに係る意識向上に必要な教育・訓練等の啓発活動に努め、専門的な人材の確保・育成に取り組めます。

8. 情報連携

当金庫は、平時およびインシデント発生時において、関係省庁、委託先、業界関連組織等と緊密に連携のうえ、ステークホルダーに対する適切な情報開示に努めます。

以 上

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要 (金融ADR制度への対応)

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはコンプライアンス担当部署で受け付けています。

- 1 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- 2 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等と連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- 3 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

奄美大島信用金庫 コンプライアンス担当部署	
住 所	鹿児島県奄美市名瀬幸町 4 番18号
電話番号	0997-52-3211
受付時間	9:00~17:30 (当金庫営業日)
受付媒体	電話、文書、面談

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

- 4 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記コンプライアンス担当部署にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付時間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00~17:00
受付媒体	電話、文書、面談

- 5 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター及び熊本県弁護士会、鹿児島県弁護士会等で紛争の解決を図ることも可能ですので、コンプライアンス担当部署または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。

東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30~12:00、13:00~16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00~12:00、13:00~16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30~12:00、13:00~17:00

熊本県弁護士会 紛争解決センター	
住 所	〒860-0078 熊本市京町 1 丁目13-11
電話番号	096-325-0913
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00~17:00

鹿児島県弁護士会 紛争解決センター	
住 所	〒892-0815 鹿児島市易居町 2 番 3 号
電話番号	099-226-3765
受付時間	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00~16:00

- 6 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部人事研修課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<https://www.amamishinkin.co.jp/>）をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、鹿児島県弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三

護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

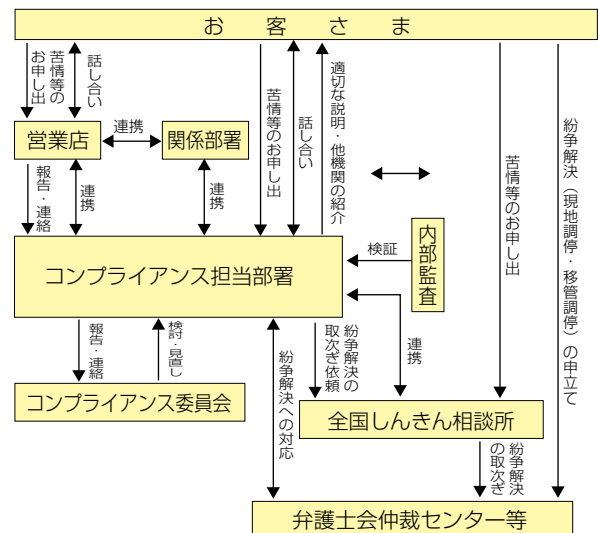
(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、鹿児島県弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

- 7 当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1) 営業店および各部署に責任者をおくとともに、コンプライアンス担当部署がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびコンプライアンス担当部署が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明をコンプライアンス担当部署から行います。
- (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10) 苦情等への取組体制





信金中央金庫 ～信用金庫の「中央金融機関」～

会社概要

創立

信金中央金庫（略称：信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

経営理念

信用金庫の中央金融機関として、信用金庫業界の発展につとめ、もってわが国経済社会の繁栄に貢献する。

上場

2000年に東京証券取引所に優先出資証券を上場しました（証券コード8421）。

資金量

30兆円



会員数

254金庫



役職員数

1,324人



拠点数

国内14拠点
海外5拠点※



親会社株主に帰属する
当期純利益

430億円



連結自己資本比率

21.95%



※ 2026年5月1日付で「ホーチミン駐在員事務所」を開設したことに伴い、2026年5月末時点の海外拠点数は6拠点となります（海外グループ会社を含む）。

2026年3月末時点

事業内容

信金中金は、信用金庫の中央金融機関として、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、個別金融機関として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融市場における様々な商品等に投資を行っているほか、事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



外部格付の状況

信金中金は、邦銀トップクラスの格付を有しております。

2026年3月末時点

格付会社	長期	アウトルック	短期
ムーディーズ	A 1	安定的	P-1
S&P グローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A +	ポジティブ	—
日本格付研究所	A A	安定的	—



預金 業務

事業者の方をはじめ個人の方を含めて、各種の資金決済や事業計画・生活設計に合わせた貯蓄計画のためにご利用いただく業務です。

また、大切な年金や給与の受け取り等も、安全で確実にお受取りできます。

貸出金 業務

豊かなくらしのための住まいづくりや各種消費者ローン、事業の安定や発展のための運転資金や設備資金等のご要望にお応えする業務です。

当金庫の一般貸出金のほか鹿児島県の制度融資や政府系金融機関及び信金中央金庫の代理貸付等を取扱っています。

為替 業務

全国の金融機関に安全・確実・迅速な送金や振込み、手形・小切手の取立等、資金移動に便利な業務です。

「あましん」の本支店は勿論のこと、提携オンラインで全国の民間金融機関（信用金庫・銀行・信用組合・農協等）のどこにでも資金移動ができ、インターネットバンキングも手軽で簡単にご利用いただけます。

その他 の業務

私ども「あましん」に対する金融機能のご要望にお応えできるよう、国債の窓口販売や保険商品の取扱い等いろいろな業務を取扱っています。

当金庫は、中小企業（小規模事業者を含む。以下同じ。）の経営の改善及び地域の活性化のための取組みを行っています。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、創業以来「相互扶助」の精神のもと、「広く地域社会の繁栄に奉仕する」を基本理念として、地域のみなさまに愛され信頼される「面倒見のよい地域金融機関」であり続けることを目指して、従来より地域金融の円滑化に努めて参りました。今後もより一層、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、全力を傾注して経営支援に取り組んで参ります。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- ・複数の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化を実施する。
- ・経営改善が必要な企業や事業承継が必要な企業につきましては、経営改善計画書の策定についての支援や外部機関との連携により専門家派遣等の支援を実施する。
- ・後継者がいない事業者の廃業防止策として、外部専門機関との間でM&A等に関する情報交換並びに仲介機能を協同して行い課題解決を実施する。
- ・人手不足に悩む事業先の人材確保策として、提携人材事業者と連携し、副業・兼業・転籍型を含めたマッチングサービス支援を実施する。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

中小企業の経営支援に関する取組状況

株式会社オービジョンとの連携について



同社が運営する通販サイト「かごしまぐるり」を通じて、奄美群島の生産者と特産品の魅力発信、販売を行っております。

「稼ぐ力」の向上のため、インターネット販売・販路拡大に悩んでいる事業先へ「かごしまぐるり」の周知を行い、株式会社オービジョンへ商品掲載を通して販路支援を行っております。

鹿児島県よろず支援拠点との連携



経営課題を抱える事業先へ約30名のコーディネーターが、経営課題に対しての相談やアドバイスを無料で行っております。

月に1回コーディネーターが来島しており、当金庫職員と帯同にて事業先へ訪問を行っております。

鹿児島県信用保証協会との連携



ゼロゼロ融資先等の返済財源を十分に確保できない恐れのある中小企業先を選定し、経営改善支援連絡会議事務局（鹿児島県信用保証協会保証部内）と連携、一次支援時に事業先・当金庫・鹿児島県信用保証協会経営支援部の三者にてWEB会議を開催、経営課題の共有化を行いました。

二次支援時によろず支援拠点、信用保証協会、当金庫にて事業先訪問を行い経営改善支援を実施しております。

鹿児島県「価格転嫁サポーター制度」への参画



鹿児島県内の中小企業が、原材料価格の高騰や人手不足などにより厳しい経営環境に置かれている中で、コスト上昇を適切に「価格転嫁」すべく、金融機関等の職員が「価格転嫁サポーター」として、価格の交渉・価格転嫁に関する相談窓口の案内や支援施策の紹介を行う制度への参画を行いました。

鹿児島県中小企業活性化協議会との連携



借入金の返済など財務上の問題を抱え、自ら経営改善計画を策定することが難しい事業先の経営再建に向けた取組を支援する目的で、鹿児島県中小企業活性化協議会へ紹介し、バンクミーティング等を通じて経営改善を支援しています。

鹿児島県事業承継・引継センターとの連携



鹿児島県の依頼により毎年、定期的に55歳以上の事業者に事業承継アンケートを実施し、事業承継の悩みや相談を鹿児島県事業承継・引継センターと連携して、年に数回相談会を開催しております。

令和7年度アンケート実施件数75件、うち鹿児島県事業承継・引継センターへ5件引継ぎを行い、協働で相談対応を行っております。

地域経済活性化支援機構（REVIC）が運営する地域企業経営人材マッチング促進事業レビキャリア（REVICareer）への登録

全国の中堅中小企業に経営人材を紹介する公的事業で、登録者は大企業出身7,000人超となっており、副業・兼業・転籍型も可能となっております。

人手不足に悩むを持つ事業先の支援策として、登録を行いました。





金融仲介機能の取組みについて

- 取引先企業の経営改善や成長力の強化（共通ベンチマーク1）
当金庫をメインバンクとする融資先のうち名寄せ融資残高5千万円以上の取引先につきましては、経営指標（売上・営業利益率・労働生産性）の改善や就業者数の増加がみられた先は15先でした。
- 取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上（共通ベンチマーク2）
ご融資に関して貸付条件変更を行い、且つ経営改善計画の策定を行った54先のお客様につきましては、好調0先、順調27先、不調27先となっており、依然として中東情勢の影響や原材料高騰・人手不足などが影響を及ぼしています。
また、期初からの貸付条件変更については、事業者の経営改善や事業再生を先送りしないため経営改善未策定先に対して経営改善計画策定に取り組んでおります。
- ライフステージ別の与信先数及び融資額（共通ベンチマーク4）
法人企業・個人事業主、融資残高5千万円以上の顧客93先につきましては、過去5年間の売上高を把握しライフステージを区分いたしました。

（単位：百万円）

区 分	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
先 数	3	15	65	6	4
金 額	362	2,736	9,884	1,457	656

経営者保証に関するガイドラインの活用状況

経営者保証に関するガイドライン

○経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証ガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

(1) 経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、2013年12月に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求める必要がある場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

令和5年4月19日

(2) 「経営者保証ガイドライン」への取組状況

	2025年度
新規に無保証で融資した件数	71件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	16.75%

- ・「保証契約の解除」については、解除要件を充足する保証解除のお申し出はありませんでした。
- ・「保証債務整理」については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

地域貢献の状況

1 協同組織金融機関としての特性

私ども「あましん」は、信用金庫法に基づき出資をしていただいた会員の皆様と一緒に業務を営む「協同組織金融機関」ですが、同時に「地域金融機関」として「地域の皆様からお預かりした資金で、地域の資金需要にお応えする」相互扶助の金融機関であります。

このことから「あましん」は、貸出金業務による地域再生・活性化へのお手伝いにとどまらず、地域の皆様との連帯感を大切にしたいとの思いから、文化的・社会的な地域貢献にも努めております。

2 地域への支援等

地域金融機関として、地域の皆様の経営支援やお客様同士の連携を強めていただくために、いろいろな取組みを展開しております。

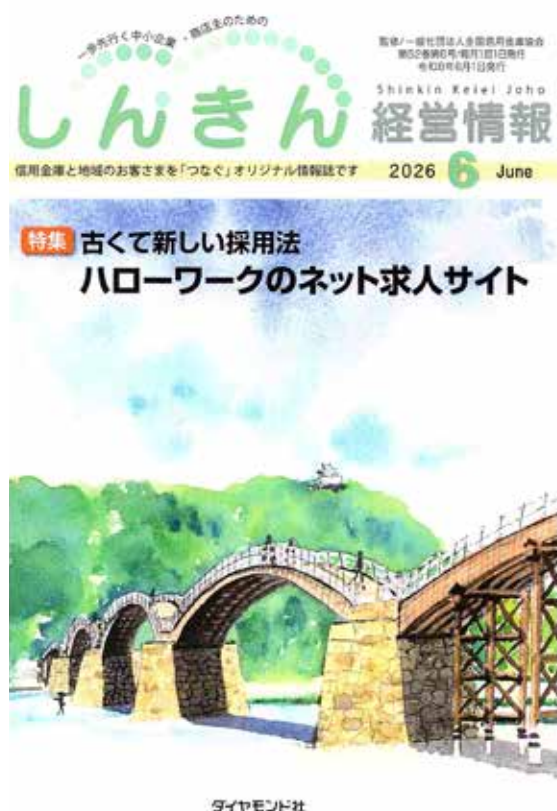
(1) 地域金融円滑化への取組み

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命と考えております。

お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

(2) 経営情報等の提供活動

当金庫では、お取引先に対する各種の情報を提供することとしており、月刊誌「経営情報」や「楽しいわが家」を毎月配付しております。





3 文化的・社会的な貢献活動への取り組み

金融機関として貸出金需要への対応としての地域貢献（経済的貢献）の他、地域社会の一員として金融業務以外で地域のお役に立つ地域貢献（文化的・社会的貢献）にも取り組んでおります。

「あましん地域貢献賞」の贈呈

「あましん地域貢献表彰制度」に基づき、地域に貢献された個人や団体を対象に、その功績を称える表彰制度です。

第21回目の受賞者は、特定非営利活動法人喜界島サンゴ礁科学研究所を表彰しました。

喜界島が令和7年10月6日に日本ジオパークに認定されました。その認定に大きく貢献したのが、喜界島サンゴ礁科学研究所であります。



第37回奄美大島信用金庫理事長杯ミックスダブルス大会

大島地区・奄美市テニス協会が主催、当金庫が後援となり、毎年開催し親睦を深めております。



第29回理事長杯地区対抗女子バレーボール大会（瀬戸内町）

当金庫瀬戸内支店では、毎年恒例のバレーボール大会を実施し、交流の場として好評を得ております。



第32回あましんハッピー一会理事長杯争奪ゴルフ大会

会員および来賓の方々、総勢260名の参加を頂き盛況に開催されました。また、当日チャリティーを募り、和泊支部・喜界支部・いせん支部の地域企業に寄付をおこないました。



清掃活動

毎月第3金曜日を「あましん清掃の日」と定め、各営業店毎に清掃活動に取り組んでいます。また6月15日の「信用金庫の日」には、全店一斉に清掃活動を行っています。



第9回奄美大島信用金庫理事長旗争奪小学校バレーボール大会

徳之島小学生バレーボール指導者連絡協議会が主催、当金庫が協賛しスポーツの振興と青少年の健全な育成に努めるため毎年大会を実施しています。



第6回奄美大島信用金庫理事長杯あましんバレーボール大会

当金庫および与論町バレーボール連盟が主催し、親睦を図り明るく健康な町づくりに寄与するため毎年大会を実施しています。



あましんSDGs宣言

あましんは、昭和9年11月創業いらい「相互扶助」の精神のもと、「広く地域社会の繁栄に奉仕する」を基本理念としており、国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に賛同し、令和4年3月1日にSDGsの達成に向けた取組みを行っていくことを宣言しました。

あましんの SDGsに関する取組み



あましんの SDGsに関する取組み





(令和8年6月30日現在)

種 類		内 容 ・ 特 色
当 座 預 金		小切手、手形などをご利用いただける預金です。 頻繁に出し入れする商店、会社の商用に最適です。 令和8年3月31日で新規の申込みを終了しています。 令和8年10月1日以降は手形・小切手での支払いは制限されます。
普 通 預 金		いつでも出し入れ自由、お財布替わりに便利です。 公共料金や各種クレジット代金の自動振替、キャッシュカードの口座としてもご利用いただけます。
総 合 口 座		1冊の通帳に＜貯める・支払う・借りる・運用する＞の4つの機能をまとめた預金です。いざという時には定期預金としてお預かりの90%以内、最高500万円まで自動融資が可能です。
貯 蓄 預 金		普通預金の便利さに5段階に分けた金利をプラスしております。公共料金、クレジット代金の自動振替の制限はありますが、キャッシュカードの口座としてもご利用いただけます。
決 済 性 預 金（太鼓判）		無利息の普通預金で、預金保険制度により全額保護されます。（現行の普通預金からの切り替えも可能です。）
通 知 預 金		7日以上短期余裕資金運用に大変有利な預金です。引出すには2日前に予告が必要です。
後 見 支 援 預 金		後見支援制度をご利用のお客様の財産をお守りするための預金です。 口座開設、預金の払い出し、お預入れには家庭裁判所からの指示書が必要になります。
定 期 預 金	スーパ－定期預金	まとまった資金を有利に安定して運用いたします。 期間は1ヶ月以上10年物までお取扱いしております。
	大 口 定 期 預 金	1,000万円以上まとまった資金の効率的な運用に最適です。金利はその時の金融情勢で決まります。
	期日指定定期預金	1年以上経過すると1ヶ月前のご連絡でいつでもお引き出しいただけます。 1年複利で満期日まで一括課税計算ですので有利です。
	変動金利定期預金	6ヶ月毎に金利が変更され、特に3年物は半年複利で満期日一括の課税計算となりますので有利です。（3年物複利型は個人のみ）
	ニ ュ ー ほ く ほ く 定 期 預 金	当金庫で各種年金受給（予約を含む）をされているお客様を対象にスーパー定期1年物自動継続定期預金で500万円を限度に店頭金利に0.2%上乗せいたします。愛称を「ニューほくほく定期」と呼んでいます。
	あ ま し ん 退 職 金 定 期 預 金	一年以内の退職者かつ鹿児島県内にお住いの方で、スーパー定期預金自動継続方式の当初一年間を特別金利でお預かりします。
	さ わ や か 福 祉 定 期 預 金	障害年金等を受給されている方に限り、300万円まで特別優遇金利で預入でき、マル優扱いもご利用いただけます。
金	積 立 定 期 預 金	毎月一定額とボーナス等で増額積立て、満期日にまとまった金額を受け取る預金です。
	ス ー パ ー 積 金	毎月一定の日に一定額を積立て、満期日にまとまった金額を受け取る預金です。
	プ レ ミ ア ム 定 期 積 金	法人のお客様を対象とした、特別金利の定期預金で、期間は3年、4年、5年から選択していただけます。（令和9年3月末終了予定）
	ら くら くら 納 くん （融 資 制 度 付）	国税・地方税・消費税等納付用専用積金です。融資制度も併せてご利用ください。支払いは原則として、納税準備預金に入金します（金利上乗せも行ってまいります）。
財 形 預 金	職 域 サ ポ ー ト 定 期 積 金 ク ー 坊	当金庫と職域サポート契約を結んでいる企業・事業所、各種団体等にお勤めの従業員を対象とした定期積金で、有利な金利でご利用いただけます。
	一 般 財 形 貯 蓄 預 金	毎月一定額を給与より天引きする積立て預金で、使いみちは自由です。
	財 形 住 宅 貯 蓄 預 金	住宅を取得することを目的とした預金です。財形年金預金と合わせて元本550万円まで非課税扱いができます。
金	財 形 年 金 貯 蓄 預 金	積立期間および据え置き期間終了後、年金として受取ることのできる預金です。財形住宅預金と合わせて元本550万円まで非課税扱いができます。

◎ご預金により金利が異なります。金利は窓口に掲示してありますのでご確認ください。変動金利商品のようにお客さまの予想に反して、金利が上下したり、中途のご解約により金利が変更になる商品もございます。

◎新規に口座開設をする場合や200万円超の大口現金取引を行う場合、10万円超の現金振込を行う場合などに、法令に基づき、「ご本人」を確認させていただきますので、運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等、いずれかの提示をお願い致します。
詳細につきましては、窓口担当者や融資渉外担当者へおたずねください。

貸出商品のご案内

(令和8年6月30日現在)

種 類		ご利用額	融資期間 (最長)	内容・特色
住宅ローン	マイホームプラン21	3,000万円以内	35年	住宅用地取得資金・住宅新築資金・リフォーム資金、中古住宅購入資金
	無担保住宅ローン	2,000万円以内	20年	不動産の購入資金・新築資金・建て替え資金・リフォーム増改築・修繕資金およびそれに伴う諸費用(一社)しんきん保証基金の保証付
	リフォームプラン「匠美」	1,000万円以内	15年	リフォーム増改築・修繕資金およびそれに伴う諸費用(一社)しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
教育ローン	進学ローン(はばたき)	300万円以内	10年	高校・大学・専修学校・予備校の受験・入学・定例の費用が対象。2回目以降の数回の融資も可能
	教育当貸(教育カードローン)	50万円～500万円以内	14年9ヶ月	保育園等～高校、専修学校、大学の入学資金・授業料・在学資金等
	教育プラン「希望」	1,000万円以内	16年	(一社)しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
消費者ローン	個人ローン	500万円以内	10年	健康で文化的な生活を営むために必要な資金(事業資金は除く)(一社)しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
	カーライフプラン	1,000万円以内	15年	自家用の自動車・二輪車の購入、車検・修理費用、運転免許取得費用、車庫取得等(一社)しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
	アクセルローン	10万円～1,000万円以内	15年	自家用の自動車・二輪車の購入、車検・修理費用、運転免許取得費用等(株)オリエントコーポレーションの保証付 WEB申込可能
	フリースタイル	10万円～1,000万円以内	10年	資金使途自由(事業資金を含む)主婦・パートは30万円以内(株)オリエントコーポレーションの保証付 WEB申込可能
	ティダローン	10万円～500万円以内	15年	資金使途自由、パート・アルバイト・年金受給者専業主婦も対象(株)クレディセゾンの保証付 WEB申込可能
	アグリサポートローン(めばえ)	300万円以内	7年	資金使途自由、農林水産従事者が対象、(株)クレディセゾンの保証付
	職域サポートローンクーちゃん	1,000万円以内	15年	職域サポート契約を締結いただいた企業・事務所・各種団体等にお勤めの従業員が対象。①自動車関連資金②教育関連資金③住宅・リフォーム関連資金、(一社)しんきん保証基金の保証付
	フリーローン「絆」	500万円以内	10年	資金使途自由(事業資金を含む)、おまとめ資金も可(一社)しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
	フリーローン「かがやき」	10万円～500万円以内	10年	資金使途自由(事業資金は除く)専業主婦は50万円以内(株)ドコモ・ファイナンスの保証付 WEB申込可能
カードローン	きやっするニュー	50万円～500万円以内	5年更新	資金使途自由(事業資金は除く)パート・アルバイトも対象信金ギャランティ(株)の保証付 WEB申込可能
	カードローン	300万円以内	3年更新	資金使途自由(事業資金は除く)(一社)しんきん保証基金の保証付 WEB申込可能
	ポケットローン	10万円～90万円以内	3年更新	資金使途自由(事業資金は除く)主婦・パート・アルバイト・学生・年金受給者も対象。学生は10万円以内SMBCCF(株)の保証付
その他の目的別ローン	アパートローン(スペースローン)	1戸建1戸当たり4,000万円以内 共同建2億円以内	35年	アパート及び賃貸マンション・賃貸用住宅の建設資金、中古賃貸用住宅の購入資金
	バリアフリーローン(まごころ)	200万円以内	7年	住宅・店舗・事務所等のバリアフリー対応のための改造資金
	台風災害復旧ローン	300万円以内	5年	台風による住居・事務所・倉庫・農業設備等の被災箇所の復旧工事代金
	地場産業活性化支援ローン(奄美の力)	500万円以内	5年	大島紬の製造・販売業者及び黒糖焼酎の製造業者が対象 無担保・無保証人
	企業活性化支援ローン(ハッスル)	10万円～500万円以内	7年以内	業種・事業規模に制限なし 無担保・無保証人
	農業活性化支援ローン(豊作)	500万円以内	7年以内	農業法人、組合、専業農家及び兼業農家が対象 無担保・無保証人
	あましん大地	100万円～5,000万円以内	運転資金7年 設備資金10年	認定農業者の経営に必要な運転・設備資金
	創業支援ローン(チャレンジャー)	所要資金の80%以内	20年以内	創業・開業及び新事業転換・新商品開発等に必要とする資金
	シンジケートローン	自己資本額の80%×25%	契約書の期間	運転資金・設備資金 複数金融機関が協調して、同一条件でローン契約を締結する

◎金利については、借入当初から最終返済まで変動のない固定金利型の他、基準となる金利の変動に伴って金利が上下する変動金利型があります。
また保証会社を保証先とする融資商品の場合には、ご融資の際に保証料をいただくこともありますので、お申し込みの際にはこれらの内容を窓口担当者や融資渉外担当者にご確認ください。

このディスクロージャー誌は、信用金庫法施行規則及び金融再生法で定められた開示項目に基づいて作成していますが、それ以外の項目についても掲載しています。

記載金額は全て単位未満は切り捨てて表示しており、単位未満の金額がある場合は「0」、該当金額がない場合は「-」で掲載しております。

CONTENTS

事業の概要	24	代理業務貸付残高	32
貸借対照表	25	1店舗当たり及び役職員1人当たり貸出金残高	32
損益計算書	26	消費者ローン・住宅ローン残高	32
剰余金処分計算書	26	会員・会員外貸出金残高	32
主要な経営指標の推移	29	債務保証見返の担保種類別内訳	32
資金運用勘定・資金調達勘定の主な内訳	29	信用金庫法開示債権及び	
受取利息と支払利息の増減分析	29	金融再生法開示債権の保全・引当状況	33
資金運用収支の状況	30	貸倒引当金の状況	33
役務取引等収支の状況	30	貸出金償却の状況	33
経費の内訳	30	有価証券の種類別平均残高	34
総資金利鞘	30	公共債の引受額	34
総資産経常利益率・総資産当期純利益率	30	預証率	34
その他業務収支の状況	30	売買目的有価証券	34
預貸率	30	満期保有目的の債券	34
業務純益	30	子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	34
役職員の報酬体系	30	その他有価証券	34
預金種目別・譲渡性預金平均残高	31	市場価格のない株式等及び組合出資金	34
1店舗当たり及び役職員1人当たり預金残高	31	有価証券の残存期間別残高	34
定期預金金利種類別残高	31	単体自己資本比率を算出する場合における	
預金者別預金残高	31	事業年度の開示事項	35
貸出金科目別平均残高	31	自己資本の充実の状況に関する定性的な開示事項	52
貸出金科目別残高	31	手数料一覧	54
貸出金業種別残高	31	店舗及びA T M利用時間	56
貸出金利種別残高	32	店舗外キャッシュコーナー（A T M）の設置状況	56
貸出金の担保種類別内訳	32	営業区域と店舗一覧	57
貸出金資金使途別残高	32		

事業の概要

第82期事業概要(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

事業の経過

『あましん未来を拓く変革への挑戦』3か年計画の中間年度となる令和7年度の運営方針は、会員、お客様、そして職員をはじめとする地域のすべての人の成長と幸せのために行動して課題解決を図り、持続可能な地域社会を創ることに貢献いたします。また、事業者の経営力強化や成長の促進、再チャレンジの機会創出、創業支援の強化および円滑な廃業による事業者の新陳代謝の促進を通じて、地域経済の回復・活性化に寄与する計画としました。

業績

■預金・積金について

金融機関、地公体の減少により、預積金残高は867億76百万円と前期比19億62百万円減少しました。

■貸出金について

一般法人の増加により、貸出金残高は472億97百万円と前期比9億88百万円増加しました。

■損益について

経常収益は、貸出金利息及び預け金利息、有価証券利息配当金の増加により、17億82百万円となり、前期比1億94百万円の増加となりました。

経常費用は、預金利息及び引当金の増加により、17億20百万円となり、前期比2億15百万円の増加となりました。

これらの結果、経常利益は62百万円となり、前期比21百万円の減収、当期利益は59百万円となり、前期比18百万円の増益となりました。

本業での実質的な収益を表すコア業務純益は、2億83百万円と前期比1億23百万円増加しました。

経営課題

『あましん未来を拓く変革への挑戦』3か年計画の最終年度となる令和8年度の運営方針は、人材確保とDXの推進に取り組んでいくこととします。また、預金増強に向けた取組みや取引先企業や個人事業主への販路支援、経営支援、創業支援等に取り組んで行くこととします。



■貸借対照表

資産の部

[単位：百万円]

科 目	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
現 金	2,339	2,396
預 け 金	37,266	33,279
買 入 金 銭 債 権	95	70
有 価 証 券	9,609	10,724
国 債	253	82
地 方 債	1,729	2,746
社 債	5,413	5,725
株 式	116	110
そ の 他 の 証 券	2,096	2,059
貸 出 金	46,309	47,297
割 引 手 形	21	26
手 形 貸 付	1,004	1,875
証 書 貸 付	42,049	41,977
当 座 貸 越	3,233	3,418
そ の 他 資 産	754	795
未 決 済 為 替 貸	11	13
信 金 中 金 出 資 金	477	477
未 収 収 益	123	184
そ の 他 の 資 産	141	120
有 形 固 定 資 産	1,590	1,545
建 物	571	557
土 地	857	857
リ ー ス 資 産	97	66
その他の有形固定資産	64	63
無 形 固 定 資 産	10	8
ソ フ ト ウ ェ ア	2	1
リ ー ス 資 産	2	1
その他の無形固定資産	5	5
前 払 年 金 費 用	50	65
繰 延 税 金 資 産	83	99
債 務 保 証 見 返	1,319	1,154
貸 倒 引 当 金	△ 1,606	△ 1,799
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,506)	(△ 1,665)
資 産 の 部 合 計	97,822	95,639

負債及び純資産の部

[単位：百万円]

科 目	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
預 金 積 金	88,738	86,776
当 座 預 金	238	280
普 通 預 金	43,707	42,876
貯 蓄 預 金	77	69
通 知 預 金	600	—
定 期 預 金	40,608	40,246
定 期 積 金	2,706	2,515
そ の 他 の 預 金	799	787
借 用 金	1,971	1,923
借 入 金	1,971	1,923
そ の 他 負 債	262	313
未 決 済 為 替 借	17	14
未 払 費 用	33	86
給 付 補 填 備 金	1	2
未 払 法 人 税 等	2	13
前 受 収 益	7	11
払 戻 未 済 金	16	7
払 戻 未 済 持 分	0	8
リ ー ス 債 務	112	80
そ の 他 の 負 債	71	88
賞 与 引 当 金	27	26
役員退職慰労引当金	76	86
そ の 他 の 引 当 金	30	38
再評価に係る繰延税金負債	112	112
債 務 保 証	1,319	1,154
負 債 の 部 合 計	92,540	90,433
(純資産の部)		
出 資 金	568	563
普 通 出 資 金	568	563
利 益 剰 余 金	4,915	4,963
利 益 準 備 金	581	568
その他利益剰余金	4,334	4,395
特 別 積 立 金	4,145	4,152
当期末処分剰余金	188	242
処 分 未 済 持 分	△ 0	△ 0
会 員 勘 定 合 計	5,484	5,527
その他有価証券評価差額金	△ 381	△ 500
土地再評価差額金	178	178
評価・換算差額等合計	△ 202	△ 321
純 資 産 の 部 合 計	5,281	5,205
負債及び純資産の部合計	97,822	95,639

■損益計算書

[単位：千円]

科 目	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
経 常 収 益	1,588,542	1,782,595
資 金 運 用 収 益	1,378,842	1,572,342
貸 出 金 利 息	1,146,730	1,204,641
預 け 金 利 息	133,753	239,101
有価証券利息配当金	88,912	117,352
その他の受入利息	9,445	11,247
役 務 取 引 等 収 益	126,367	125,078
そ の 他 業 務 収 益	32,149	58,238
国債等債券売却益	6,232	11,207
国債等債券償還益	19	7
その他の業務収益	25,897	47,023
そ の 他 経 常 収 益	51,183	26,937
貸倒引当金戻入益	36,605	—
償 却 債 権 取 立 益	1,061	1,260
株 式 等 売 却 益	3,431	13,708
その他の経常収益	10,084	11,968
経 常 費 用	1,504,939	1,720,259
資 金 調 達 費 用	72,981	172,387
預 金 利 息	61,372	158,761
給付補填備金繰入額	1,213	2,746
借 用 金 利 息	10,394	10,879
役 務 取 引 等 費 用	216,297	223,898
そ の 他 業 務 費 用	131,661	42,462
国債等債券売却損	128,388	39,335
その他の業務費用	3,272	3,127
経 費	1,083,058	1,063,267
人 件 費	593,757	590,369
物 件 費	429,881	427,562
税 金	59,419	45,334
そ の 他 経 常 費 用	941	218,244
貸倒引当金繰入額	—	208,001
貸 出 金 償 却	259	582
その他の経常費用	681	9,659
経 常 利 益	83,602	62,336
特 別 利 益	—	9
固 定 資 産 処 分 益	—	9
特 別 損 失	7,818	116
固 定 資 産 処 分 損	1,092	116
90周年記念事業特別経費	6,726	—
税 引 前 当 期 純 利 益	75,784	62,229
法人税、住民税及び事業税	11,096	19,433
法 人 税 等 調 整 額	24,576	△ 16,260
法 人 税 等 合 計	35,673	3,172
当 期 純 利 益	40,110	59,057
繰越金（当期首残高）	141,997	183,814
90周年記念事業積立金取崩額	6,726	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	188,834	242,871

■剰余金処分計算書

[単位：千円]

科 目	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
当 期 末 処 分 剰 余 金	188,834	242,871
利 益 準 備 金 取 崩 額	13,022	4,426
積 立 金 取 崩 額	23,273	—
90周年記念事業積立金取崩額	23,273	—
剰 余 金 処 分 額	41,316	41,239
普通出資に対する配当金	11,316	11,239
特 別 積 立 金	30,000	30,000
繰越金（当期末残高）	183,814	206,058

理事長による決算内容の確認

令和7年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下「財務諸表」という）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和8年6月19日
奄美大島信用金庫
理 事 長

伊東 寛久

会計監査人の監査

令和6年度および令和7年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、監査法人北三会計社の監査を受けております。

■損益計算書注記〔令和7年度〕

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額10円43銭
3. その他の経常収益には、睡眠預金受入額7千円を含んでおり、その他の経常費用には、睡眠預金支払額604千円を含んでおります。
4. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。



貸借対照表注記〔令和7年度〕

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く））並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 18年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
- なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書さに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加えており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------------|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項（2025年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,796,855百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額 | |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,828,746百万円 |
| 差引額 | △31,890百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2025年3月31日現在） | 0.0735% |
| ③ 補足説明 | |
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高127,306百万円及び別途積立金95,415百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年7月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金14百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 役務取引等収益は、役務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業者から受取る受入手数料であり、送金、代金取立て等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しており、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
13. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
- 投資信託の解約・償還損の差損益については、投資信託の期中収益分配金等（解約・償還時の差損益を含む）が全体で益となる場合は「有価証券利息配当金」に計上し、全体で損となる場合には「国債等債券償還損」に計上しております。
- なお、当事業年度は、「有価証券利息配当金」に投資信託の解約差損益13百万円を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
15. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- 貸倒引当金 1,799百万円
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
- なお、繰延税金資産の主な発生原因は29.に記載しております。
16. 理及及び監事との間の取引による理及及び監事に対する金銭債権総額200百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額 2,782百万円
18. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」

中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	249百万円
危険債権額	4,345百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	83百万円
合計額	4,679百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. ローン・パーティシペーションで、移管指針第1号「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（令和6年7月1日）に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、10百万円であります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は26百万円であります。
21. 担保に供している資産
- 為替決済、日本銀行蔵入代理店、市税収納等の取引の担保として、定期預金4,306百万円及び有価証券113百万円を差し入れております。
22. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- 再評価3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格及び第2条第3号に定める土地課税台帳及び第4号に定める地価税法に基づいて、（実行価格修正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
- 同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 76百万円

23. 出資100当りの純資産額923円08銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (i) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (L) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- また、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。一方、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (ii) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、貸出事務取扱規程及び信用リスクに関する管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などとの与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、融資部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
- 日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごととに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規程に従い行われております。
- このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は総務部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。
- 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実に係る状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあつての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあつては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい）、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の時価は、845百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
- また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
25. 金融商品の時価等に関する事項
令和8年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	33,279	33,497	217
(2) 買入金銭債権	70	69	0
(3) 有価証券（※2）	10,618	10,431	△186
満期保有目的の債券	4,200	4,013	△186
その他有価証券	6,417	6,417	—
(4) 貸出金（※1）	47,297		
貸倒引当金（※2）	△1,799		
	45,498	45,289	△209
金融資産計	89,465	89,286	△178
(1) 預金積金（※1）	86,776	86,870	93
(2) 借入金（※1）	1,923	1,723	△200
金融負債計	88,699	88,593	△107

- (※1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1) 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
- (2) 買入金銭債権
買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格によっております。
- (3) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的のこの有価証券に関する注記事項については26. および27. に記載しております。
- (4) 貸出金
貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額、以下「貸出金計上額」という。）
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価値

- 金融負債
(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
- (2) 借入金
借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	106
信金中央金庫出資金（※1）	477
合 計	583

- (※1) 非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和6年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。
- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金（※）	8,583	11,370	5,100	—
買入金銭債権	—	70	—	—
有価証券	806	5,808	3,187	736
満期保有目的の債券	200	3,300	300	400
その他有価証券のうち満期があるもの	606	2,508	2,887	336
貸出金（※）	21,751	14,669	4,332	1,134
合 計	31,140	31,917	12,619	1,870

- (※) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。
- (※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。
- (注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)				
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（※）	82,399	4,169	3	—
借入金	—	75	1,224	624
合 計	82,399	4,244	1,227	624

- (※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。
26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、27. ままで同様であります。

売買目的有価証券
該当ありません。
満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	小 計	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	900	880	△19
	短期社債	—	—	—
	社 債	1,600	1,570	△29
合 計	そ の 他	1,700	1,562	△137
	小 計	4,200	4,013	△186
	合 計	4,200	4,013	△186

その他有価証券				
	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	4	2	1
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	その他	73	65	8
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	78	68	9
	株 式	—	—	—
	債 券	6,054	6,543	△489
	国 債	82	98	△16
	地方債	1,846	1,999	△152
	短期社債	—	—	—
	社 債	4,125	4,446	△320
合 計	その他	285	306	△21
	小 計	6,339	6,850	△510
	合 計	6,417	6,918	△500

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券
- | | 売却額（百万円） | 売却益の合計額（百万円） | 売却損の合計額（百万円） |
|------|----------|--------------|--------------|
| 株 式 | 4 | 2 | — |
| 債 券 | 197 | — | 39 |
| 国 債 | 197 | — | 39 |
| 地方債 | — | — | — |
| 短期社債 | — | — | — |
| 社 債 | — | — | — |
| その他 | 236 | 36 | — |
| 合 計 | 438 | 38 | 39 |
28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,708百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,698百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができるとの条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に（1年毎に）予め定められている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	445百万円
貸倒引当金	23
減価償却超過額	24
役員退職慰労引当金	7
賞与引当金	7
睡眠預金払戻損失引当金	19
その他	527
繰延税金資産小計	△410
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△410
評価性引当額小計	117
繰延税金資産合計	18
繰延税金負債	18
前払年金費用	99百万円
繰延税金負債合計	99百万円
繰延税金資産（負債）の純額	—

30. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和6年9月13日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示していません。なお、収益認識会計基準の対象となる取引が少ないことから「契約資産」「契約負債」「顧客との契約から生じた債権」の金額については、重要性に乏しいものとなっております。



■主要な経営指標の推移

科 目	令和3年度 (令和4年3月末)	令和4年度 (令和5年3月末)	令和5年度 (令和6年3月末)	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
経 常 収 益 (千 円)	1,509,381	1,446,200	1,522,111	1,588,542	1,782,595
経 常 利 益 (千 円)	169,979	130,097	129,201	83,602	62,336
当 期 純 利 益 (千 円)	102,084	97,746	52,917	40,110	59,057
預 金 積 金 残 高 (百万円)	87,192	89,350	88,042	88,738	86,776
貸 出 金 残 高 (百万円)	50,642	49,614	50,435	46,309	47,297
有 価 証 券 残 高 (百万円)	10,056	9,919	9,444	9,609	10,724
出 資 総 額 (千 円)	590,374	584,965	581,413	568,390	563,964
出 資 総 口 数 (千 口)	5,903	5,849	5,814	5,683	5,639
出 資 配 当 率 (%)	2	2	2	2	2
出 資 に 対 す る 配 当 金 (円)	11,756,146	11,640,307	11,598,071	11,316,384	11,239,252
会 員 数 (人)	15,436	15,326	15,227	15,070	15,010
純 資 産 額 (百万円)	5,537	5,402	5,447	5,281	5,205
総 資 産 額 (百万円)	95,628	97,900	97,280	97,822	95,639
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	14.74	15.19	15.04	15.23	14.49
役 員 数 (人)	12	12	10	11	11
う ち 常 勤 役 員 数 (人)	6	6	4	5	5
職 員 数 (人)	89	88	88	89	88

■資金運用勘定・資金調達勘定の主な内訳

	平均残高 (百万円)		利 息 (千円)		利 回 (%)	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 勘 定	93,608	92,384	1,378,842	1,572,342	1.47	1.70
う ち 貸 出 金	42,675	42,114	1,146,730	1,204,641	2.68	2.86
う ち 預 け 金	40,140	39,083	133,753	239,101	0.33	0.61
う ち 有 価 証 券	10,216	10,629	88,912	117,352	0.87	1.10
資 金 調 達 勘 定	90,264	88,894	72,981	172,387	0.08	0.19
う ち 預 金 積 金	88,119	86,913	62,586	161,507	0.07	0.18
う ち 借 用 金	2,145	1,981	10,394	10,879	0.48	0.54

(注) 1. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■受取利息と支払利息の増減分析

[単位：千円]

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息			4,446			193,359
う ち 貸 出 金	△14,250	△58,817	△73,067	△ 14,080	71,991	57,911
う ち 預 け 金	△1,462	72,311	70,849	△ 3,372	108,720	105,347
う ち 有 価 証 券	2,434	3,559	5,994	3,771	24,668	28,439
支 払 利 息			50,865			99,405
う ち 預 金 積 金	△36	51,744	51,708	△ 868	99,789	98,920
う ち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
う ち 借 用 金	△ 842	—	△ 842	△ 766	1,251	484

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、増減割合に応じて按分する方法により算出しております。
 (注) 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

資金運用収支の状況

[単位：千円・％]

	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
資金運用収支（資金利益）	1,305,860	1,399,955
役務取引等収支	△ 89,929	△ 98,819
その他の業務収支	△ 99,511	15,775
業務粗利益	1,116,419	1,316,910
業務粗利益率	1.19	1.42

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

役務取引等収支の状況

[単位：千円]

	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
役務取引等収益	126,367	125,078
受入為替手数料	52,219	51,976
その他の受入手数料	74,148	73,101
役務取引等費用	216,297	223,898
支払為替手数料	12,928	12,800
その他の支払手数料	203,368	211,097
役務取引等収支	△ 89,929	△ 98,819

経費の内訳

[単位：千円]

	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
人件費	593,757	590,369
物件費	429,881	427,562
税金	59,419	45,334
合計	1,083,058	1,063,267

総資金利鞘

[単位：％]

	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
資金運用利回	1.47	1.70
資金調達原価率	1.27	1.38
総資金利鞘	0.20	0.32

総資産経常利益率・総資産当期純利益率

[単位：％]

	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
総資産経常利益率	0.08	0.06
総資産当期純利益率	0.04	0.06

役職員の報酬体系

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位等を、各理事の賞与額については、前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役職員に適用される退職慰労金の算定方法等を内規で定めております。

(2) 令和7年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金を含む、59百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

(注) 2. 上記の内訳は、基本報酬50百万円、退職慰労金9百万円となっております。

なお、退職慰労金は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

なお、令和7年度は、賞与の支払いはありませんでした。

(注) 3. 使用人兼役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第4号並びに第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、令和7年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注) 2. 「同等額」は、令和7年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(注) 3. 令和7年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

その他業務収支の状況

[単位：千円]

	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
その他業務収益	32,149	58,238
国債等債券売却益	6,232	11,207
国債等債券償還益	19	7
その他の業務収益	25,897	47,023
その他業務費用	131,661	42,462
国債等債券売却損	128,388	39,335
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	3,272	3,127
その他業務収支	△ 99,511	15,775

預貸率

[単位：％]

		令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
預貸率	期末残	52.18	54.50
	期中平残	48.42	48.45

業務純益

[単位：千円]

	令和6年度 (令和7年3月末)	令和7年度 (令和8年3月末)
業務純益	37,840	221,387
実質業務純益	37,840	255,200
コア業務純益	159,977	283,320
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く）	177,797	269,428

(注) 1. 業務純益＝業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。



■預金種目別・譲渡性預金平均残高 [単位：百万円]

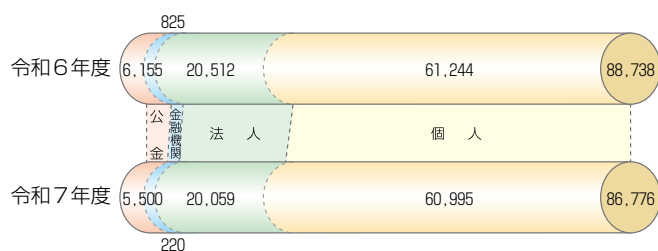
	令和6年度	令和7年度
流動性預金	43,093	43,087
うち有利息分	41,256	41,147
定期性預金	44,580	43,393
うち固定金利定期預金	41,700	40,868
うち変動金利定期預金	11	10
その他	444	432
計	88,119	86,913
譲渡性預金	—	—

注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

■定期預金金利種類別残高 [単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
定期預金	40,608	40,246
固定金利定期預金	40,597	40,236
変動金利定期預金	11	10
その他	—	—

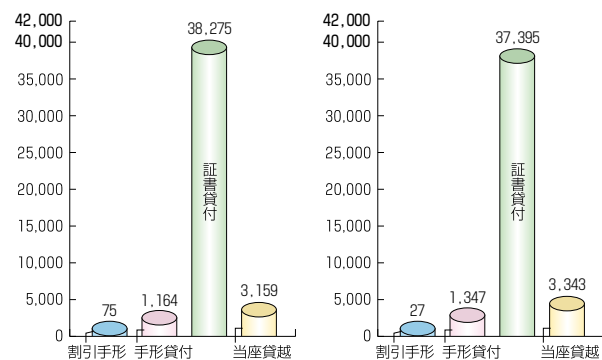
■預金者別預金残高 [単位：百万円]



貸出金

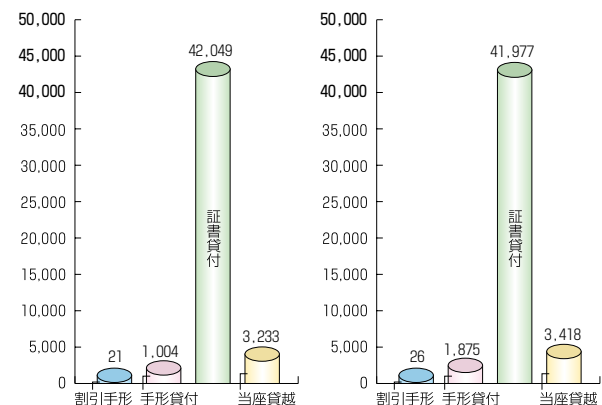
■貸出金科目別平均残高 [単位：百万円]

□令和6年度／合計42,675 □令和7年度／合計42,114



■貸出金科目別残高 [単位：百万円]

□令和6年度／合計46,309 □令和7年度／合計47,297



■貸出金業種別残高 [単位：先、百万円、%]

	令和6年度			令和7年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製造業	54	1,667	3.59	50	1,697	3.58
農業、林業	50	191	0.41	42	195	0.41
漁業	2	12	0.02	3	15	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	3	627	1.35	4	725	1.53
建設業	120	2,964	6.40	114	3,073	6.49
電気・ガス・熱供給・水道業	3	11	0.02	3	8	0.01
情報通信業	2	3	0.00	2	2	0.00
運輸業、郵便業	23	472	1.01	24	890	1.88
卸売業、小売業	118	2,804	6.05	110	2,752	5.81
金融業、保険業	5	944	2.03	5	1,430	3.02
不動産業	54	3,341	7.21	54	3,192	6.74
物品賃貸業	2	116	0.25	2	106	0.22
学術研究、専門・技術サービス業	4	109	0.23	4	109	0.23
宿泊業	18	1,452	3.13	18	1,837	3.88
飲食業	62	838	1.80	52	762	1.61
生活関連サービス業、娯楽業	17	459	0.99	16	430	0.90
教育、学習支援業	2	202	0.43	3	192	0.40
医療・福祉	16	704	1.52	16	780	1.64
その他のサービス業	101	3,297	7.11	106	3,652	7.72
小計	656	20,224	43.67	628	21,856	46.21
地方公共団体	13	10,351	22.35	13	9,874	20.87
個人	5,980	15,733	33.97	5,789	15,567	32.91
合計	6,649	46,309	100.00	6,430	47,297	100.00

注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸出金利種別残高

[単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金	46,309	47,297
変 動 金 利	22,818	22,507
固 定 金 利	23,491	24,790

■1店舗当たり及び役職員1人当たり貸出金残高

[単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
1店舗当たり貸出金残高	3,087	3,153
役職員1人当たりの貸出金残高	492	508

■貸出金の担保種類別内訳

[単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	776	774
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	14,377	14,365
そ の 他	—	—
計	15,154	15,140
信用保証協会・信用保険	6,688	6,389
保 証	4,735	4,923
信 用	19,730	20,844
合 計	46,309	47,297

■消費者ローン・住宅ローン残高

[単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
消 費 者 ロ ー ン	6,473	6,492
住 宅 ロ ー ン	6,974	6,900
合 計	13,447	13,392

■会員・会員外貸出金残高

[単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
会 員 貸 出 金	32,495	33,572
会 員 外 貸 出 金	13,813	13,725

■貸出金資金使途別残高

[単位：百万円、%]

	令和6年度		令和7年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	18,431	39.80	19,620	41.48
運 転 資 金	27,878	60.19	27,677	58.51
合 計	46,309	100.00	47,297	100.00

■代理業務貸付残高

[単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
信 金 中 央 金 庫	873	758
日本政策金融公庫（国民生活事業）	98	84
日本政策金融公庫（中小企業事業）	—	—
日本政策金融公庫（農林水産事業）	128	129
住 宅 金 融 支 援 機 構	201	170
福 祉 医 療 機 構（住 公 併 貸）	—	—
福 祉 医 療 機 構	—	—
そ の 他	2	2
合 計	1,305	1,144

■債務保証見返の担保種類別内訳

[単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	1,199	1,065
そ の 他	—	—
計	1,199	1,065
信用保証協会・信用保険	13	12
保 証	98	72
信 用	7	3
合 計	1,319	1,154



信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区 分		開示残高 (a)	保 全 額 (b)		保全率 (b)／(a)	引当率 (d)／(a－c)
			担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金(d)		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	1,436	1,436	642	794	100.00%
	令和7年度	1,577	1,577	626	950	100.00%
危 険 債 権	令和6年度	2,622	1,910	1,198	712	72.84%
	令和7年度	3,287	2,572	1,857	715	78.24%
要 管 理 債 権	令和6年度	116	113	98	15	97.86%
	令和7年度	83	55	42	13	66.59%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	20	11	8	2	56.39%
	令和7年度	0	0	0	0	0
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	96	102	89	12	106.56%
	令和7年度	83	55	42	13	66.59%
小 計 (A)	令和6年度	4,175	3,460	1,938	1,521	82.88%
	令和7年度	4,948	4,205	2,526	1,679	84.98%
正 常 債 権 (B)	令和6年度	43,631				
	令和7年度	43,670				
総 与 信 残 高 (A)+(B)	令和6年度	47,807				
	令和7年度	48,619				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

貸倒引当金の状況

[単位：百万円]

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	95	100	—	95	100
	令和7年度	100	133	—	100	133
個別貸倒引当金	令和6年度	1,574	1,506	26	1,547	1,506
	令和7年度	1,506	1,665	14	1,491	1,665
合 計	令和6年度	1,669	1,606	26	1,642	1,606
	令和7年度	1,606	1,799	14	1,591	1,799

貸出金償却の状況

[単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却	0	0

有価証券の状況

有価証券の種類別平均残高 [単位：百万円]

	令和6年度	令和7年度
国債	886	219
地方債	1,773	2,312
社債	5,392	5,811
株式	113	110
外国証券	1,501	1,688
投資信託	548	486
その他の証券	—	—
合計	10,216	10,629

売買目的有価証券…該当ありません。

満期保有目的の債券

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	その他の社債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	900	880	△ 19
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	その他の社債	700	693	△ 6	1,600	1,570	△ 29
	小計	2,200	2,095	△ 105	4,200	4,013	△ 186
合計		2,200	2,095	△ 105	4,200	4,013	△ 186

注) 1、時価は、期末日における市場価格等に基づいております。 2、上記のその他は、外国証券及び投資信託等です。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…該当ありません。

その他有価証券

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10	7	3	4	2	1
	債券	106	105	0	—	—	—
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他の社債	106	105	0	—	—	—
	小計	293	281	11	73	65	8
	株式	—	—	—	78	68	9
	債券	6,589	6,959	△ 369	—	—	—
	国債	253	296	△ 43	6,054	6,543	△ 489
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	地方債	1,729	1,798	△ 69	82	98	△ 16
	短期社債	—	—	—	1,846	1,999	△ 152
	その他の社債	4,607	4,864	△ 256	—	—	—
	小計	419	443	△ 23	4,125	4,446	△ 320
	小計	7,009	7,402	△ 393	285	306	△ 21
合計		7,302	7,684	△ 381	6,339	6,850	△ 510
					6,417	6,918	△ 500

注) 1、貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。 2、上記のその他は、外国証券及び投資信託等です。

3、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は、本表に含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

	令和7年3月末	令和8年3月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	106	106
信金中央金庫出資金	477	477
合計	583	583

有価証券の残存期間別残高

令和6年度		[単位：百万円]							
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	—	253	—	253
地方債	99	197	195	—	1,236	—	—	—	1,729
社債	623	1,417	499	2,153	550	169	—	—	5,413
株式	—	—	—	—	—	—	116	—	116
外国証券	100	300	400	191	200	400	—	—	1,591
その他の証券	—	—	99	50	—	100	255	—	505
令和7年度		[単位：百万円]							
		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	—	—	—	—	—	—	82	—	82
地方債	99	295	896	362	1,092	—	—	—	2,746
社債	607	1,515	2,101	1,261	81	158	—	—	5,725
株式	—	—	—	—	—	—	110	—	110
外国証券	100	700	289	200	100	400	—	—	1,789
その他の証券	—	—	99	—	—	95	73	—	269



I. 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	5,472	5,516
うち、出資金及び資本剰余金の額	568	563
うち、利益剰余金の額	4,915	4,963
うち、外部流出予定額 (△)	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	100	133
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	100	133
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,572	5,650
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	10	8
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	10	8
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	50	65
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—

自己資本の充実の状況

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	61	74
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	5,511	5,575
リスク・アセット等 (三)		
信用リスク・アセットの額の合計額	33,849	35,997
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,334	2,461
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	36,183	38,458
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	15.23	14.49

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	33,849	1,353	35,997	1,439
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	33,168	1,326	35,646	1,425
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	16	0	15	0
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0
地方三公社向け	18	0	17	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,339	213	6,567	262
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	259	10	278	11
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	10,221	408	10,968	438
特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,592	303	7,449	297
トランザクター向け	—	—	—	—
不動産関連向け	4,516	180	4,609	184
自己居住用不動産等向け	3,084	123	3,021	120
賃貸用不動産向け	1,432	57	1,588	63
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,635	105	3,216	128
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	179	7	172	6
取立未済手形	2	0	2	0

自己資本の充実の状況

		令和6年度		令和7年度	
		リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
	信用保証協会等による保証付	234	9	200	8
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
	株式等	114	4	143	5
	上記以外	2,298	91	2,282	91
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
	信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	477	19	477	19
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	207	8	248	9
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	1,613	64	1,556	62
②証券化エクスポージャー※3		—	—	—	—
証券化	STC 要件適用分	—	—	—	—
	短期 STC 要件適用分	—	—	—	—
	不良債権証券化適用分	—	—	—	—
	STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化		—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4		680	27	350	14
	ルック・スルー方式	680	27	350	14
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
	蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
	フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④未決済取引		—	—	—	—



	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット等 ※1	所要自己資本額	リスク・アセット等 ※1	所要自己資本額
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVA リスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
□. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 ※5	2,334	93	2,461	98
BI	1,556		1,641	
BIC	186		196	
ハ. 単体リスク・アセットの額の合計額及び単体総所要自己資本額（イ＋□）	36,183	1,447	38,458	1,538

- （注） 1. 所要自己資本額＝リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
4. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
5. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
6. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）×4%

自己資本の充実の状況

(2) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分※3	エクスポージャー 区分		信用リスクエクスポージャー期末残高							延滞エク スポージャー	
			貸出金、コミット メント及びその 他のデリバティ ブ以外の オフ・ バランス取引		債券		デリバティブ取引				
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	
国	内	98,207	96,219	48,751	49,539	7,405	8,572	－	－	4,165	4,912
国	外	1,594	1,793	－	－	1,594	1,793	－	－	－	－
地 域 別 合 計		99,802	98,013	48,751	49,539	9,000	10,365	－	－	4,165	4,912
製 造 業		2,599	2,907	1,736	1,751	863	1,156	－	－	502	465
農 業、 林 業		318	319	318	319	－	－	－	－	48	56
漁 業		13	16	13	16	－	－	－	－	－	－
鉱業、採石業、砂利採取業		633	729	633	729	－	－	－	－	－	－
建 設 業		3,205	3,269	3,205	3,269	－	－	－	－	231	326
電気・ガス・熱供給・水道業		781	769	11	9	770	760	－	－	－	－
情 報 通 信 業		379	371	4	4	366	363	－	－	－	－
運 輸 業、 郵 便 業		898	1,412	511	928	386	482	－	－	－	17
卸 売 業、 小 売 業		4,087	3,896	3,232	3,155	855	741	－	－	1,194	1,055
金 融 業、 保 険 業		41,925	38,473	971	1,456	3,058	3,052	－	－	18	18
不 動 産 業		3,840	3,579	3,552	3,395	288	184	－	－	452	282
物 品 賃 貸 業		117	407	117	106	－	300	－	－	－	－
学術研究、専門・技術サービス業		109	109	109	109	－	－	－	－	14	14
宿 泊 業		1,545	1,926	1,545	1,926	－	－	－	－	350	345
飲 食 業		1,113	1,090	1,113	1,090	－	－	－	－	313	291
生活関連サービス業、娯楽業		505	471	505	471	－	－	－	－	9	180
教育、学習支援業		202	192	202	192	－	－	－	－	－	－
医 療、 福 祉		784	861	784	861	－	－	－	－	364	360
その他のサービス		3,820	4,219	3,724	4,026	95	193	－	－	181	903
国・地方公共団体等		12,668	13,003	10,353	9,875	2,315	3,128	－	－	－	－
個 人		16,103	15,845	16,103	15,845	－	－	－	－	482	593
そ の 他		4,143	4,137	－	－	－	－	－	－	－	－
業 種 別 合 計		99,802	98,013	48,751	49,539	9,000	10,365	－	－	4,165	4,912



地域区分 業種区分 期間区分 ^{*3}	信用リスクエクスポージャー期末残高							
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1 年 以 下	26,559	32,323	21,289	22,808	836	828	—	—
1 年 超 3 年 以 下	21,071	24,289	11,359	11,194	1,914	2,510	—	—
3 年 超 5 年 以 下	8,428	8,203	4,934	4,150	1,094	3,198	—	—
5 年 超 7 年 以 下	5,139	5,566	2,327	1,953	2,344	1,913	—	—
7 年 超 10 年 以 下	7,489	7,257	2,302	2,584	1,987	1,273	—	—
10 年 超	2,652	1,829	830	1,188	822	641	—	—
期間の定めのないもの	28,462	18,542	5,710	5,662	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	99,802	98,013	48,751	49,539	9,000	10,365	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、繰延税金資産、有形・無形固定資産等が含まれます。
 4. CVA リスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区別は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	95	100	—	95	100
	令和7年度	100	133	—	100	133
個別貸倒引当金	令和6年度	1,574	1,506	26	1,547	1,506
	令和7年度	1,506	1,665	14	1,491	1,665
合 計	令和6年度	1,669	1,606	26	1,642	1,606
	令和7年度	1,606	1,799	14	1,591	1,799

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製 造 業	221	176	176	146	17	－	204	176	176	146	－	－
農 業	18	16	16	18	－	－	18	16	16	18	－	－
林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	157	141	141	210	9	6	148	135	141	210	－	－
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業	－	－	－	2	－	－	－	－	－	2	－	－
卸 売 業・小 売 業	482	440	440	415	－	8	482	432	440	415	－	－
金 融 業、保 険 業	8	10	10	9	－	－	8	10	10	9	－	－
不 動 産 業	177	126	126	134	－	－	177	126	126	134	－	－
各 種 サ ー ビ ス 業	317	394	394	542	－	－	317	394	394	542	－	－
国・地方公共団体等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	189	200	200	186	0	－	189	200	200	186	0	0
合 計	1,574	1,506	1,506	1,665	26	14	1,547	1,491	1,506	1,665	0	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分については、令和6年度、令和7年度ともに改定前の日本標準産業分類の大分類に準じて区分しております。



二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（％）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	令和6年度					
現金	2,339	－	2,339	－	－	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,519	60	16,519	60	－	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	12,085	－	12,085	－	－	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	169	－	169	－	16	10
我が国の政府関係機関向け	0	－	0	－	0	10
地方三公社向け	91	－	91	－	18	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	24,374	－	24,374	－	5,339	22
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	896	896	896	－	259	29
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	13,840	717	13,442	538	10,221	73
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,946	375	12,474	348	7,592	59
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－
不動産関連向け	7,008	35	6,982	35	4,516	64
自己居住用不動産等向け	5,260	35	5,238	35	3,084	58
賃貸用不動産向け	1,747	－	1,744	－	1,432	82
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
A D C向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,223	149	2,169	149	2,635	114
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	179	－	179	－	179	100
取立未済手形	11	－	11	－	2	20
信用保証協会等による保証付	1,994	－	1,994	－	234	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	114	－	114	－	114	100
合計					30,870	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです。

2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	令和7年度					
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
現金	2,396	—	2,396	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,075	57	6,075	57	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	12,629	—	12,629	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	158	—	158	—	15	10
我が国の政府関係機関向け	0	—	0	—	0	10
地方三公社向け	88	—	88	—	17	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	31,291	—	31,291	—	6,567	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,294	—	1,294	—	278	22
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	14,982	631	14,578	465	10,968	73
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	12,993	297	12,542	280	7,449	58
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け	6,851	64	6,824	64	4,609	67
自己居住用不動産等向け	4,956	64	4,932	64	3,021	60
賃貸用不動産向け	1,894	—	1,891	—	1,588	84
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC 向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2,818	110	2,766	110	3,216	112
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	172	—	172	—	172	100
取立未済手形	13	—	13	—	2	20
信用保証協会等による保証付	1,608	—	1,608	—	200	12
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	110	—	110	—	143	130
合計					33,364	

- (注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目 (%) のことです
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値 (%)」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	2,339															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	16,580															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	12,085															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け		169														
我が国の政府関係機関向け		0														
地方三公社向け				91												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				20,737		3,435				1						
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				93		803										
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）				973									2,947			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け																
トランザクター向け																
不動産関連向け				399	161	565		87		266		380	323		89	
自己居住用不動産等向け				399	161	477				266			323			
賃貸用不動産向け						87		87				380			89	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け																
A D C向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）													141			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
取立未済手形				11												
信用保証協会等による保証付		1,994														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合計	31,005	2,163		22,213	161	4,000		87		267		380	3,413		89	

自己資本の充実の状況



(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和 6 年度															
現金																2,339
我が国の中央政府及び中央銀行向け																16,580
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																12,085
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																169
我が国の政府関係機関向け																0
地方三公社向け																91
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			200													24,374
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																896
カバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）				9,500			559									13,980
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		10,696					2,126									12,822
トランザクター向け																
不動産関連向け	3,610	47						1,086								7,018
自己居住用不動産等向け	3,610	35														5,273
賃貸用不動産向け		12						1,086								1,744
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け																
A D C 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							1,305					871				2,319
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							179									179
取立未済手形																11
信用保証協会等による保証付																1,994
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等													114			114
合計	3,610	10,743	200	9,500			4,170	1,086				871	114			94,082

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
現金	2,396															
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,132															
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け	12,629															
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け		158														
我が国の政府関係機関向け		0														
地方三公社向け				88												
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				28,700		2,489				1						
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け				1,093		200										
ガバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）				1,562									2,816			
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け																
トランザクター向け																
不動産関連向け				308	104	496		83		226		385	298		36	
自己居住用不動産等向け				308	104	379				226			298			
賃貸用不動産向け						116		83				385			36	
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け																
ADC 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）													424			
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞																
取立未済手形				13												
信用保証協会等による保証付		1,608														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等																
合計	21,158	1,766		30,673	104	2,985		83		227		385	3,539		36	

自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

	令和7年度															
	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金																2,396
我が国の中央政府及び中央銀行向け																6,132
外国の中央政府及び中央銀行向け																
国際決済銀行等向け																
我が国の地方公共団体向け																12,629
外国の中央政府等以外の公共部門向け																
国際開発銀行向け																
地方公共団体金融機構向け																158
我が国の政府関係機関向け																0
地方三公社向け																88
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			100													31,291
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け																1,294
ガバード・ボンド向け																
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）				8,775			1,890									15,044
特定貸付債権向け																
中堅中小企業等向け及び個人向け		11,290					1,533									12,823
トランザクター向け																
不動産関連向け	3,581	110						1,257								6,889
自己居住用不動産等向け	3,581	98														4,997
賃貸用不動産向け		11						1,257								1,891
事業用不動産関連向け																
その他不動産関連向け																
ADC 向け																
劣後債権及びその他資本性証券等																
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）							1,208					1,243				2,877
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞							172									172
取立未済手形																13
信用保証協会等による保証付																1,608
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付																
株式等													110			110
合計	3,581	11,400	100	8,775			4,806	1,257				1,243	110			92,236

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円、%)

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	59,581	66	100.00	59,632
40%～70%	7,784	—	—	7,761
75%	10,936	260	89.54	10,743
80%	200	—	—	200
85%	9,351	350	153.40	9,500
90%～100%	4,096	536	31.68	4,170
105%～130%	1,087	—	—	1,086
150%	747	125	100.00	871
250%	114	—	—	114
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	93,899	1,339	84.54	94,082

(単位：百万円、%)

令和7年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	56,732	62	99.86	56,772
40%～70%	7,776	55	100.00	7,770
75%	11,698	157	89.32	11,400
80%	100	—	—	100
85%	8,623	630	73.71	8,775
90%～100%	4,648	253	100.00	4,806
105%～130%	1,258	—	—	1,257
150%	1,242	2	100.00	1,243
250%	110	—	—	110
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	92,190	1,161	84.27	92,236

(注)「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況



(3) 信用リスク削減手法に関する事項 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	943	876	2,477	2,092	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	10	10	4	4
非 上 場 株 式 等	584	584	584	584
合 計	595	595	589	589

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
売 却 益	—	2
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	3	1

(5) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	496	261
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(6) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	845	827	—	30
2	下方平行シフト	—	—	3	—
3	スティープ化	660	734		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	845	827	3	30
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	5,575		5,511	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



■定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

	発行主体	奄美大島信用金庫
普通出資	コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	563百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も逓減しており、ほとんど依存しておりません。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な自己査定を実施しております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会等で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会といった経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

貸倒引当金は、「資産の自己査定取扱基準」及び「償却及び引当金に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱規程」や「担保評価規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・

管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ独立行政法人奄美群島振興開発基金、金融機関エクスポージャーとして適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する一般社団法人しんきん保証基金等があります。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「償却及び引当金に関する規程」に則った適正な引当金を計上しております。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

① リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、証券化取引は行っておりません。

② 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

③ 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計及び保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

④ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（S&P）

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。

当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等、各種委員会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) BIの算出方法

当金庫は、BIの算出について金利要素、役務要素及び金融商品要素を合計して算出しております。

(3) ILMの算出方法

当金庫は、自己資本比率告示第306条第1項第3号に基づき、ILMの値に1を用いる方法を採用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、政策投資株式、株式関連投資信託、又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてリスク管理委員会等に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「有価証券運用規程」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「有価証券運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計及び保有区分規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における金利感応資産・負債を対象として、金利変動による経済価値変化の指標である△EVE及び期間損益変化の指標である△NIIを複数の金利ストレスシナリオにて計測し、リスク管理委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに信用金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

(b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5

年です。

(c) 流動性預金への満期の割り当て（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d) 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e) 複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮していません。

(f) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しています。

(g) 内部モデルの使用等、△EVEと△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用していません。

(h) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

令和8年3月期の△EVEで計測した金利リスクは、前年度と同様に上方パラレルシフトにおいて最大となり、△EVE最大値は前年度比で増加しております。△NIIについては、下方パラレルシフトにおいて最大となり、△NII最大値は前年度比で減少しております。

(i) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値内となっており、自己資本の十分性を確保しているものと認識しております。

B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断

その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

統合的リスク管理において、VaRで計測されるリスク量が許容リスク枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標及び仮想シナリオに基づく金利変動による影響も計測し、リスク管理委員会で報告検証しております。

手数料一覧



■手数料体系 (税込)

(令和8年4月1日現在)

項 目				金 額			
自動機による振込手数料	キャッシュカード	店 内	5万円未満	55円			
			5万円以上	110円			
		本支店	5万円未満	110円			
			5万円以上	165円			
		他 行	5万円未満	385円			
			5万円以上	550円			
	現 金	店 内	5万円未満	220円			
			5万円以上	330円			
		本支店	5万円未満	220円			
			5万円以上	440円			
他 行	5万円未満	550円					
	5万円以上	770円					
項 目				会 員	非会員		
手数料 窓口振込 注3.	店 内	5万円未満	110円	110円			
		5万円以上	110円	330円			
		本支店	5万円未満	220円	220円		
			5万円以上	220円	440円		
		他行	電信	5万円未満	550円	550円	
				5万円以上	550円	770円	
	文書		5万円未満	550円	550円		
		5万円以上	550円	770円			
	☆視覚障がいをお持ちの方が振込みされる場合、注3. を参照下さい。						
	送金 手数料	本支店	5万円未満	440円			
他 行		5万円以上	660円				
自動振込サービス (定額自動送金)	基本料			1,100円			
	振込内容変更手数料			660円			
	店 内	5万円未満	55円				
		5万円以上	110円				
	本支店	5万円未満	110円				
		5万円以上	220円				
	他 行	5万円未満	275円				
		5万円以上	440円				
項 目				会 員	非会員		
総合振込	店 内	5万円未満	55円	55円			
		5万円以上	55円	110円			
		本支店	5万円未満	165円	220円		
			5万円以上	165円	440円		
		他 行	5万円未満	495円	550円		
			5万円以上	495円	770円		
	持ち込み時限に間に合わないもの、または送信時限に間に合わないものは、通常の振込種類・金額に応じた規定の手数料を徴収します。						
	IB振込	個人IB基本料	月 額	無 料			
		法人IB基本料	月 額	注4. 1,100円			
		店内(同一顧客)	5万円未満	無 料			
店 内		5万円未満	無 料				
		5万円以上	無 料				
本支店		5万円未満	無 料				
		5万円以上	無 料				
他 行		5万円未満	275円				
		5万円以上	330円				
項 目				金 額			
HB振込	HB基本料	月 額	1,100円				
	店 内	5万円未満	55円				
		5万円以上	55円				
	本支店	5万円未満	110円				
		5万円以上	330円				
	他 行	5万円未満	385円				
5万円以上		550円					
バンクサービス テレホン	TB基本料	年 額	1,320円				
	店 内	5万円未満	110円				
		5万円以上	165円				
	本支店	5万円未満	110円				
		5万円以上	165円				
	他 行	5万円未満	330円				
		5万円以上	440円				
	項 目				金 額		
代金取立手数料	小切手	自店・本支店	注1. 0円				
		他 行	注2. 440円				
	手 形	自店・本支店	注2. 440円				
		他 行	注2. 440円				
	注1. 先日付の小切手の場合は440円の手数料となります。 注2. 取扱いは預金入金のみ						
	電子交換所未加盟金融機関の手形小切手			1,100円			
	不渡手形返却料 取立手形戻戻料	店 内	660円				
		本支店	660円				
		他 行	660円				
	送金・振込の組戻手数料		本支店	660円			
		他 行	660円				
解約取次手数料(預金等)		同一手形交換所	0円				
		上記以外	440円				
取立手形店頭提示料			660円				
注3. 視覚障がいをお持ちのお客様が窓口でお振込を行う場合「自動機による振込手数料(キャッシュカード)と同様とします(店頭にて「身体障害者手帳」をご提示下さい)」							
注4. ファイル伝送基本機能(給与・賞与振込、口座振替、総合振込)をご利用の場合でも法人IB基本料の月額額は1,100円となります。							

項 目		金 額	
再発行手数料	預金通帳	1,100円	
	預金証書	1,100円	
	出資証券	1,100円	
	キャッシュカード	1,100円	
	返済予定表	220円	
夜間金庫利用手数料	再発行は、紛失、汚損、毀損の全てが該当します		
	基本料	年間	66,000円
	基本料(会員)	年間	5,500円
	専用入金帳	1冊	実 費
	投入額(追加)		
投入バックは、2個まで基本料の中に含まれます。 3個目から実費申し受けます。 鍵、投入バックを紛失した場合は、実費を申し受けます。			

項 目		金 額	
未利用口座管理手数料	年間	1,320円	
異議申立提供金受入手数料	1枚	1,100円	
他行向け地方税取扱手数料		振込手数料適用	
株式払込保管事務手数料		1,100円	
株式払込保管証明書発行手数料		3,300円	
取引明細表・取引履歴明細手数料	1件	440円	
(NB集約に係る本人交付分)			
定期性預金計算書再発行手数料	1枚	220円	
支払利息証明書手数料	1枚	220円	
残高証明書発行手数料	預金	220円	
・残高証明書発行手数料の徴収は預金と融資で区分します。	融資	220円	
・1回のオペレーションで預金と融資が出力された場合でもそれぞれ220円を徴収します。	代理業務	0円	
枚数に関係なく依頼件数により徴収します。(口座番号指定の場合、最後に合計金額が出力されるため枚数10枚で1件となるケースあります。)			
残高証明書発行手数料(所定用紙以外)(監査法人等)		1,100円	
融資証明書		5,500円	
住宅ローン控除証明書(年末調整用)		無 料	
国債保護預り手数料		無 料	
振替決済口座管理手数料		無 料	
自己宛小切手発行料	1枚	550円	
コピー1枚		22円	
税務調査手数料	送料	実 費	
個人情報開示手数料(1通)	窓口交付	1,100円	
(NB集約に係る本人交付分は無料)	郵送(本人交付)	2,200円	

項 目		金 額	
C・D・ATM・出金利用手数料	自行カード	平日	08:45-18:00 無 料 18:00-20:00 110円
		土曜	09:00-20:00 110円
		日・祝	09:00-20:00 110円
	他信金	平日	08:45-18:00 無 料 18:00-20:00 110円
		土曜	09:00-20:00 110円
		日・祝	09:00-20:00 110円
	他業態	平日	08:45-18:00 110円 18:00-20:00 220円
		土曜	09:00-17:00 220円
		日・祝	09:00-17:00 220円
		無 料	
		220円	
C・D・ATM・入金利用手数料	自行カード	平日	08:45-20:00 無 料 09:00-20:00 無 料
		土曜	09:00-20:00 無 料
		日・祝	09:00-20:00 無 料
	他信金	平日	08:45-18:00 無 料 18:00-20:00 110円
		土曜	09:00-17:00 無 料 17:00-20:00 110円
		日・祝	09:00-17:00 無 料 17:00-20:00 110円
	他業態	平日	08:45-18:00 110円 18:00-20:00 220円
		土曜	09:00-17:00 220円
		日・祝	09:00-17:00 220円
		無 料	
		220円	
金種交換手数料・両替手数料・記念貨・旧券・旧貨・手数料	両替枚数		窓 口 訪 問
	1	～ 100	無 料 無 料
	101	～ 1000	550円 550円
	1001	～ 2000	1,100円 1,100円
	2001	～ 3000	1,650円 1,650円
	以降1000枚毎に加算		550円 550円
	枚 数		窓 口 訪 問
	1	～ 10	無 料 無 料
	11	～ 100	550円 550円
	101	～ 200	1,100円 1,100円
	201	～ 300	1,650円 1,650円
	以後100枚毎に加算		550円 550円
集金手数料	硬貨入金枚数		窓 口 訪 問
	1	～ 100	無 料 無 料
	101	～ 1,000	550円 550円
	1,001	～ 2,000	1,100円 1,100円
	2,001	～ 3,000	1,650円 1,650円
	以後1000枚毎に加算		550円 550円
	取引内容に応じて、集金手数料を徴収する場合がございます。		

融資関係手数料一覧表 (税込)

(令和8年4月1日現在)

項目	種類	単位	手数料額
手形貸付・証書貸付（プロパー・保証協会・開発基金）			
(1)純新規・新規先	調査料	1件	1,100円
(2)既存先	調査料	1件	1,100円
(3)預金担保	調査料	1件	1,100円
住宅ローン	調査料	1件	33,000円
債務保証・金銭保証（プロパー・保証協会・開発基金）			
(1)純新規・新規先・既存先	調査料	1件	1,100円
割引手形（譲渡担保含む）			
(1)申込調査料（純新規・既存先）	調査料	1件	1,100円
(2)但し、1枚増える毎に110円加算	手数料	1件	110円
当座貸越（一般）			
(1)新規設定先	調査料	1件	1,100円
(2)既存先（増額・更新等）	調査料	1件	1,100円
抵当権・根抵当権（設定・抹消・変更）			
(1)新規担保設定（但し、営業地域外物件は別途実費）	調査料	1件	11,000円
(2)追加設定、極度額変更（担保差替含む） （但し、営業地域外物件は別途実費）	調査料	1件	11,000円
(3)担保全部抹消（抵当権・根抵当権）	調査料	1件	5,500円
(4)担保一部抹消（抵当権・根抵当権）	調査料	1件	5,500円
(5)順位変更、その他の変更	調査料	1件	5,500円
当金庫印鑑証明書			
印鑑証明書	手数料	1件	実費450円
交付手数料	手数料	1件	330円
質権設定手数料（確定日付手数料）			
公証役場確定費用	手数料	1件	実費700円
確定日付事務手数料	手数料	1件	330円

※利息制限法の「みなし利息」に該当するものについては、利息制限法の上限利率（15.0%）の範囲内でお支払いいただきます。

項目	種類	単位	手数料額
条件変更			
(1)金利変更	調査料	1件	3,300円
(2)期限延長・期間短縮・支払条件変更等	調査料	1件	3,300円
(3)保証人変更等のその他条件変更	調査料	1件	3,300円
住宅ローン固定期間再選択手数料	手数料	1件	5,500円
繰上償還関係（消費者ローン含む）			
(1)一部繰上償還	手数料	1件	3,300円
(2)全額繰上償還			
残存期間 1年以内	手数料	1件	無料
残存期間 3年以内（1年超 3年以内）	手数料	1件	1,100円
残存期間 5年以内（3年超 5年以内）	手数料	1件	2,200円
残存期間 7年以内（5年超 7年以内）	手数料	1件	4,400円
残存期間10年以内（7年超 10年以内）	手数料	1件	6,600円
残存期間15年以内（10年超 15年以内）	手数料	1件	11,000円
残存期間15年超	手数料	1件	66,000円
(3)住宅ローン			
一部繰上償還	手数料	1件	5,500円
全額繰上償還 200万円以上～500万円未満	手数料	1件	22,000円
全額繰上償還 500万円以上～1000万円未満	手数料	1件	33,000円
全額繰上償還 1000万円以上	手数料	1件	44,000円
10年固定期間中（固定金利特約期間中）	手数料	1件	66,000円
消費者ローン（新規取扱い）（消費者ローンの保証料一括先取り商品は、手数料無料）			
(1)しんさん保証基金ローン	調査料	1件	1,100円
(2)その他の保証ローン（カードローン除く）	調査料	1件	1,100円
(3)カードローン（しんさん保証・その他保証）	調査料	1件	無料

でんさいネット手数料一覧表 (税込)

(令和8年4月1日現在)

- ・月額基本料 無料
- 基本的にはIB使用を条件としますが、もしIBを使用していないお客様はIB（個人でも可）契約を必要とします。個人IB使用の場合、電子証明書を使用する場合は110円電子証明書保管料を徴収します。（参考 IB基本料 法人 1,100円 個人 110円）
- ・各記録請求 1件あたりの手数料

記録請求の種類		インターネット利用	書面利用
発生・譲渡・分割・請求	当金庫宛	440円	1,100円
	他行宛	440円	1,100円
開示	通常開示	無料	無料
	特例開示	5,500円	5,500円
	残高の開示		
変更	発生記録以外の記録がされていない	440円	880円
	発生記録以外の記録がされている	3,300円	3,300円
保証		440円	880円
支払等		440円	880円
支払不能情報照会			5,500円
パスワード再発行手数料		660円	

- 電子マネーチャージサービス 1回 あたり 55円
- あましん後見支援預金申込手数料 1口座 あたり 11,000円

取引履歴照会関連手数料 (税込)

(令和8年4月1日現在)

	照会依頼日より 10年以内	照会依頼日より 10年以上
取引履歴 検索	1口座あたり440円（税込）ただし出力枚数が20枚を超える場合は超える枚数×55円（税込）を付加	1口座あたり 1カ月440円（消費税込）
解約時期 照会	1口座あたり 440円（税込） （解約時期が10年以内の場合）	1口座あたり 1,100円（税込） （解約時期が10年以上の場合）
月末口座 情報照会	一顧客あたり1,100円	1顧客あたり 1カ月880円（消費税込）

※預金債権の消滅時効が10年になっており、10年を区切りとした手数料体系とする。

※20枚以上の出力は別途手数料を徴収することとします。（10年以内の取引履歴検索時）

店舗一覧等

■店舗及びA T M利用時間

令和8年6月30日現在

店 舗 名	所 在 地	A T M利用時間
本 永 田 橋 支 店	奄美市名瀬幸町 4 番18号 ☎0997-52-3211	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
徳 之 島 支 店	大島郡徳之島町亀津2895番地 1 ☎0997-82-1511	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
天 城 支 店	大島郡天城町平土野28番地 7 ☎0997-85-3131	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
沖永良部支店	大島郡知名町知名312番地 1 ☎0997-93-2033	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
和 泊 支 店	大島郡和泊町和泊581番地 ☎0997-92-1331	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
与 論 支 店	大島郡与論町茶花37番地 6 ☎0997-97-3181	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
喜 界 支 店	大島郡喜界町赤連2759番地 3 ☎0997-65-1311	平日 8:45~18:00 土曜 9:00~17:00
鹿 児 島 支 店	鹿児島市樋之口町 3 番 1 号 ☎099-226-3813	平日 8:45~17:30
古 田 支 店	奄美市名瀬古田町16番 7 号 ☎0997-53-4311	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
長 浜 支 店	奄美市名瀬長浜町12番13号 ☎0997-53-1144	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
笠 利 支 店	奄美市笠利町中金久44番地 2 ☎0997-63-2311	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
瀬 戸 内 支 店	大島郡瀬戸内町古仁屋字松江11番地 ☎0997-72-1030	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
あ さ ひ 支 店	奄美市名瀬有屋町 5 番地14 ☎0997-53-5700	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
い せ ん 支 店	大島郡伊仙町伊仙1838番地 6 ☎0997-86-3271	平日 8:45~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00

■店舗外キャッシュコーナー [A T M] の設置状況

令和8年6月30日現在

設置場所	所 在 地	利用時間
奄 美 市 役 所	奄美市名瀬幸町25番 8 号	平日 8:00~18:00
永 田 橋 A T Mコーナー	奄美市名瀬久里町 1 番 3 号	平日 9:00~20:00 土・日・祝日 9:00~20:00
ビッグⅡ奄美店	大島郡龍郷町字奥間前580番地	平日 10:00~20:00 土・日・祝日 10:00~20:00
大島郡医師会病院	奄美市名瀬小宿3411	平日 9:00~19:00
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番 1 号	平日 9:00~17:00
ニシムタ徳之島店	大島郡徳之島町亀徳2184-81	平日 9:00~19:00 土・日・祝日 9:00~19:00
Aコープ和泊店	大島郡和泊町玉城1769- 1	平日 9:30~19:30 土・日・祝日 9:30~19:30
与 論 町 役 場	大島郡与論町茶花1418- 1	平日 9:00~18:00
鹿 児 島 県 庁	鹿児島市鴨池新町10番 1 号	平日 9:00~18:00
コモナートビル出張所	鹿児島市千日町15番24号	平日 8:00~21:00 土・日・祝日 8:00~21:00
J R鹿児島中央駅	鹿児島市中央町 1 番 1 号	平日 8:00~21:00 土・日・祝日 8:00~21:00

営業区域と店舗一覧

営業区域

奄美市・龍郷町・瀬戸内町・喜界町・
徳之島町・伊仙町・天城町・和泊町・知名町・
与論町・大和村・宇検村
以上 奄美群島一円（1市9町2村）
および鹿児島市内

皆様に愛される
あましん



世界自然遺産 翔け、奄美は世界へ



クー坊

クーちゃん

(アマミノクロウサギ)

<https://www.amamishinkin.co.jp/>